

令和 7 年

第 4 回 忠岡町議会定例会会議録

第 2 日

令和 7 年 1 2 月 4 日

忠 岡 町 議 会

令和7年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和7年12月4日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 河野 隆子議員	6 番 高迫 照子議員
7 番 森野 良一議員	8 番 田辺 みき議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀
主 事	兼田 雄飛

(会議の顚末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。本日の出席議員は全員出席でありますので、会議は成立をしております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（前川 和也議長）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

南議会事務局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和7年第4回忠岡町議会定例会議事日程2日目についてご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

以上のとおりでございます。

議長（前川 和也議長）

昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序に従い発言を許します。

河野隆子議員の発言を許します。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

はい。河野議員。

5番（河野 隆子議員）

5番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に質問の要旨の訂正が1点あります。1番目の①の「署名数」と書いているところは、「意見書数」の間違いでありました。議長のお許しも頂いておりますので、申し訳ございませんが、訂正、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

産廃焼却炉建設計画についてです。事業者から環境影響評価方法書、環境アセスが大阪府知事に提出されました。方法書の縦覧は9月18日から10月17日まで。忠岡町での

方法書閲覧場所は忠岡町役場 1 階、情報閲覧コーナー、また 4 階の生活環境課窓口、そして忠岡町文化会館です。

この方法書について意見書の提出先は、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課、または忠岡エコサービス株式会社。提出の締切日は 10 月 31 日です。

環境影響方法書は 185 ページに及んでおります。方法書にはエネルギー回収施設、焼却施設で処理する廃棄物の種類は、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず、瓦礫類、以上 13 種類で、リサイクル施設選別破碎施設には、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、瓦礫類、以上 8 種類と書かれております。

どちらも災害廃棄物を含んでいて、石綿含有産業廃棄物を除くと記載されております。また、主要な搬入ルートは、搬入車両の台数、環境アセスの範囲、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壌汚染などの環境影響評価項目における現状調査の内容が記されております。

この方法書を見て、住民から提出された意見書の写しが町にも渡されております。そこで、1 番目の質問であります。方法書についての意見書数と内容について、特徴的な意見はどうであったのか、そのことは担当者より答弁をお願いしたいと思います。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

公民連携によるごみ処理事業につきましては、大阪府環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象事業となっておりまして、先般 9 月 5 日には事業者から大阪府知事に対して環境影響評価方法書が提出されました。

当該方法書は、9 月 18 日から 10 月 17 日の期間において縦覧に供されるとともに、9 月 18 日から 10 月 31 日の期間において、大阪府知事または事業者に対する住民意見書提出期間が設けられておりました。

提出された意見書の写しが住民から町に渡されていることにつきましては、住民団体から大阪府知事または事業者に提出した意見書の写しが忠岡町長宛てに渡されました。

町に意見書の写しを渡された団体以外の者も含めて、事業者は見解書を作成し、大阪府知事に提出することとなります。

提出後は、府のホームページにおいて見解書が公開されることとなりますので、現時点において意見数や詳細な内容について把握はしていないところでございます。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

住民から寄せられた方法書に対する意見書の数、そして、その内容も担当課が把握していないというお答えであります。住民の声を聞くことすらしなないということなんでしょうか。住民の声はちゃんと聞いておくべきではないでしょうか。

忠岡町の住民、それから他市も含めると 244 人分の意見書の写しが町に出されたと聞いております。大阪府知事や忠岡エコサービスにも同じものが提出されています。前町政が進めてきた産廃焼却炉建設の環境影響評価方法書が事業所から出され、初めて住民が意見を書いて提出しているのです。

一般質問の締切りが、今回の一般質問の締切りが 11 月 18 日で、私、質問用紙も出しております。当然聞かれるのは担当課は分かっていると思います。どんな特徴的な意見があったのか、ご覧になるくらいはできたのではないかというふうに思います。

住民団体から提出された内容の一部ですが、読み上げます。1 日 180 トンの産業廃棄物を受け入れる際、許可したもの以外の産廃ごみが混入されていないか、目視確認で有害物質があるか、本当に確認できるのか、そんなことをすることができるといことも書かれております。

そして、確認するにも時間がかかり、搬入車両が長時間待機することにもなるのではないかと。方法書の名称と目的が一致しない。産廃の焼却が目的なのに、わずかに発生する電気を名称にエネルギーセンターとは欺瞞ではないか。

また、環境保全対策が不十分である。忠岡町の現在の環境を悪化させてはならない。環境への影響を最小限にとどめるという大阪府の指針から見て、大いに問題がある。建設予定地は忠岡町の臨海部に位置し、住居等の環境上、保全を要する物件が立地する旧海岸線まで 900 メートル以上の距離が保たれていると、そのように書かれているが、建設予定地の隣には野球のグラウンドもあり、子どもたちが試合、練習で使っている。そしてテニスコートもある。企業もたくさんあって、工場で多くの人が働いている。

住んでいる人はいないけど、環境への影響はないのですか。また、調査対象地域、半径 3 キロ内にはこども園や学校もあり、子どもたちへの健康被害が心配。また、建設業をしていた夫が肺がんに。アスベストがついている廃材などを持ち込まれはしないか。

建設予定地は海のそば。魚がとれても風評被害で漁師さんに影響はないのかなど、これは一部ではありますが、意見が寄せられております。住民の声を町長はお読みになられましたでしょうか。町長はどのように感じられたのでしょうか。ご答弁お願いしたいと思います。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

環境アセスメントの方法書における住民意見の意見書の写しを頂き、拝読いたしました。議員が述べられたご意見が多数書かれておりました。

環境を一度壊しますと、元に戻せないということもございます。ご意見を受け止めて、広域処理に向けての調査を進めてまいりたいと考えております。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

町長のおっしゃられましたように、本当に環境が悪くなると元に戻すということはなかなかもう難しいということでもありますので、やはり環境が一番、環境保全の立場で町は考えていただきたいというふうに思います。

そこで、次の2番目の質問であります。方法書についての意見は他市からも提出されております。主に泉大津市、岸和田市民の皆さんです。意見書の一部の内容であります。洪水、内水氾濫、地震、高潮などの災害が複合で起こる可能性は無視できない。

そのとき、処理途中の排ガスや燃え殻、ばいじんの流出によって起こる環境の変化について、大阪湾を含む水圏、地圏、そして生態系の環境アセスメントが絶対に必要だ。大阪湾は単位面積当たりの漁獲量は瀬戸内海随一であり、そのほぼ全域が漁場として利用されている。

また、方法書には、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を適法に処理しとあるが、自治体が処理の責任を持つ一般廃棄物と、排出事業者が自らの責任で処理することが義務づけられている産業廃棄物の混焼が、適正に処理されることの確たる保証は、方法書のどこにも記載されていない。

事業推進を前提とした環境影響評価ではなく、真に環境保全の判断に資する調査が行われるように改善を求める。大阪湾から西風が吹いてきたら排ガスなど飛んでくるのではないですか。このような意見、一部ではありますが、提出されております。

忠岡町だけではなく近隣住民からも不安の声が上がっていることについて、いかが思われますでしょうか、ご答弁お願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。々

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

他市の住民におかれましても、大阪府の環境影響評価条例により影響を受ける市町村においても、本町と同様に方法書の縦覧や意見書の提出手続などの手法が案内されているところであり、住民意見が述べられるような機会は確保されていると考えております。

環境アセスメント等の行政手続の中で、環境基準やその他法令に基づく規制値をクリアした形で事業が進められていくこととなります。

最新の科学的知見に基づく環境基準を遵守し、住民の健康と両立した事業の実施に努めてまいります。

5 番（河野 隆子議員）

はい。議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

産廃焼却炉の建設の予定地の3キロ圏内というと、岸和田市の磯上、そして泉大津市では河原町、下之町、高津町があり、その3キロ以内の中には小学校、保育所、認定こども園、また児童発達支援センターなど、そこには多くの子どもたちが通っております。

建設予定地は忠岡町ですが、私が住んでいる高月北よりもこの炉に近いんです。私の高月北はこの3キロ圏内に入っておりませんのでね。忠岡町はかつては繊維の町でしたから、工場だけではなく内職ごみも非常に多かったと聞いております。

繊維を燃やすと黒煙が出ます。それによって泉大津市役所や泉大津市民から忠岡町役場に随分、何十年も前の話であります、苦情があり、繊維だけを燃やしましょうと、その後、繊維専焼炉を建設されたと記憶しております。

私がなぜこんな昔の話をするのかというと、風向きによって西風が吹くと、このように他市、隣の泉大津市の住民にも影響が出る可能性があるということでもあります。ですから、他市からも不安の声が出るのは当然ではないでしょうか。

忠岡町だけの問題ではないということでもあります。そういった経過もご存じ、町長も議員時代にご存じかと思いますが、どのように感じられますでしょうか、町長よりご答弁お願いしたいと思います。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議員仰せのとおり、忠岡町のみならず近隣市への影響もあるかと思います。他市の方のご意見もお聞きして、広域処理に向けて調査を進めてまいりたいと考えておりますので、

よろしくお願いいたします。

5 番（河野 隆子議員）

はい、議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

担当次長からは建設と健康と両立というお言葉もありましたけれども、やはりこの環境保全、今より悪化するということは予測されると私は思いますので、町長も今ご答弁いただきましたけれども、やはり産廃を燃やす焼却炉、これは私は要らないというふうに思いますので、ぜひ広域化を目指して、町長、努力していただきたいというふうに要望いたします。

次の質問に移らせていただきます。次は文化会館についてであります。2007年からの財政健全化によって、今は月曜日と火曜日、そして祝日が入ると3日間休館になります。文化会館は住民にとって最も身近な学習拠点というだけではなく、交流の場として重要な役割を果たしております。

そこで、1番目の質問であります。より多くの住民が利用できるように開館日を元に戻されよという質問であります。文化会館は図書館、そして公民館、かつては働く婦人の家もあり、残念ながら廃止をされましたが、複合施設であり、公民館の役割があるということでもあります。

そこで、公民館法のことをちょっと言わせていただきます。公民館法とは、社会教育法第20条に定められた公民館の設置と運営に関する目的や事業を規定した法律のことで、地域住民の教養の向上、健康増進、情操の醇化、生活文化の振興、そして社会福祉の増進に寄与することだというふうに言われております。

そこで、令和6年度の利用状況を事務報告から拾い出してみました。クラブや講座、一般貸出し、全て合わせますと年間1,980件、人数にしますと2万1,450人の方が利用されております。

そこで、やはり休館日は2日ではなく、やっぱり1日だけ、元に戻すということが必要ではないかというふうに考えますが、担当部長よりご答弁お願いしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原教育部長。

教育部（柏原 憲一部長）

より多くの住民が利用できるように文化会館の開館日を元に戻されよとのご質問でございますが、本町の文化会館は、会議室以外にも料理室、それから茶室、軽運動場等を備え

た公民館と、それから図書館とを合わせた複合施設として、学習機会の創出や各種講座、また自主的な生涯学習、それから文化活動の支援、住民同士の文化的交流等の促進、また文化芸術活動の担い手の育成等、本町の生涯学習の推進、文化の創造・発信の拠点施設としての役割を担っているところでございます。

教育委員会といたしましても、多くの住民の皆さんに文化会館をご利用いただくなど、生涯を通じて学び続けることができる生涯学習の仕組みや環境の整備に取り組んでいくということから、現在、休館日を週1日とする場合の財政負担について改めて試算するとともに、必要な予算や人員の体制の確保につきまして、関係課とも協議等を行っているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

協議をしているところというご答弁でありました。今言われたように文化的な交流、それから拠点施設ということでございます。他市を見てもこのように公民館が週休2日を取っているところはどこにもございません。

この2日になった経緯というのは、財政健全化と、それから未来計画ですか。そういったところで休館日が増えたということは私も分かっておりますが、今はもうその時期ではないかというふうに思います。

ぜひ試算をしていただいて、休館日を元に戻す。1日だけにする。火曜日だけでしたね。そのようにしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

できるだけ早くに元に戻せるよう協議、検討を進めております。まだ協議段階等でございますので、確定はしておりませんので、具体的な時期等については今のところはお答えするというようなところではございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

ぜひ元に戻すこと、早急にお願いしたいというふうに思います。

次に、②の利用料の見直し、このことについてお尋ねいたします。今、忠岡町は会議室が1時間500円、そして講習室、料理室が600円、1時間ね。茶室、託児室が500円、そして人気のあるよく使われている軽運動場は1,000円というふうに書かれております。

他市を比べてみますと、例えば岸和田市の公民館部分、岸和田市、19館ございます。20名程度、会によって違うらしいんですが、基本は200円、安いところで1時間100円ということでございます。大きいホール、ここは120名入るそうなんですが、ここでも500円ということです。そして、エアコンの請求はないということでございます。

また、泉大津市、この公民館の部分は安いところで1時間300円、ちょっと高いところ、広いところですね。そこは1,000円、1,600円と、いろいろ料金表はございますが、1日借りたとしても講習室で1,000円、それから広い料理室でも3,200円、大音楽室は1日借りても1,800円ということで、忠岡町に比べると非常に料金が安いということが分かると思います。

やはり多くの方が使えるように料金の見直しというのも必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか、担当部長にお願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

公民館の使用料につきましては、昭和60年の施設の開設当時から同程度の水準で、働く婦人の家が廃止され、改正されました令和5年4月からの現在の使用料につきましては、その当時、文化会館の運営委員会のほうでもご審議いただき、また議会のほうでもご審議いただいて、可決いただいたところでございます。

使用料の見直しにつきましては、引き続き文化会館運営委員会等でもご意見を賜りながら、公民館部分の利用の在り方など、文化会館の今後の運営の在り方、活性化等に向けた検討の中で併せて進めていく課題であると考えているところでございます。

また、使用料の見直しに当たっては、歳入の確保や受益者負担の適正化の観点から見直しを行う必要があるということからも、今後ですね、町全体としての使用料や手数料に関する考え方や方針等に基づき検討する必要もあるというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

忠岡町は使用料も他市に比べて高い上に、そしてエアコン、冷房、暖房を使うと4割増しになるということで、非常に跳ね上がるということでもあります。例えば、会議室は1時間500円のところ、4割増だと700円になってしまうということです。

先ほども申しましたが、岸和田市はエアコン代は取っておりません。しかし、泉大津市は忠岡町と同様、4割増しということでございます。ただ、数年、去年かおとしぐらいだったというふうに私、記憶しておるんですけども、夏の暑いときエアコンを使うということで、6月1日から9月30日までの使用、そして暖房は12月1日から3月31日までと日にちをきっちり決めて、使う使わない関係なしで取っておられたということもございました。

しかし、今は使われた、使用した方が自分で申告すると。やはりいくら6月1日と申しましても、やっぱりエアコンを使わないということもございますの、そこは申告制になったということで改善はしていただいているというふうに思います。

しかし、4割増しということで非常に高くなる、使いにくくなるということもございしますので、ぜひこれは、先ほど言われましたように文化会館の運営審議会の中で活発な議論をしていただきたいというふうに考えます。

もう一度答弁お願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

空調の利用料の部分のことで今ご質問等いただきましたけども、利用者がですね、空調を使用しない場合には、その部分の費用は負担しなくて済むということでございます。

現在、使用状況に応じた料金設定、徴収体系ということでございます。府内自治体にはそういった施設もございますので、今後使用料について検討する際がございましたら、その辺りの見直しについても併せて検討していくというふうなことになるかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

住民の皆さんが使いやすいというような複合施設、文化会館、公民館ですね。その部分

はぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、留守家庭児童学級の時間延長についてお聞きします。

今、民間委託になりまして、午後7時までの開設になりまして、非常に親御さんは助かったというお声も聞いております。ただ、朝ですね。朝、長休期間、夏休み、冬休み、春休みとあるわけですが、午前8時半からの開設、土曜日も同様ですが、なっております。ここを30分早くして8時から開設してほしいという声がございます。そのことについていかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

留守家庭の児童学級につきましては、昨年度より民間事業者へ委託したことにより、利用時間が18時までから19時までへと1時間延長したことで、保護者の就労形態の多様化に一定の対応が図られたものと考えております。

また、民間のノウハウを生かした各種イベントや運営の工夫もあり、昨年度実施した保護者アンケートでは、利用者の90%以上の方から満足、どちらかといえば満足というご回答を頂いております。

議員ご指摘の休日の朝の開設時間につきましては、現在、午前8時30分からとしておりますが、近隣の市町においても8時から開始しているところや8時30分からの開始としているところがあり、各団体の運営体制等により様々な状況でございます。

本町の留守家庭児童学級は5年間の委託契約でございます。開設日時や人員配置等について的大幅な変更は新たな費用等が必要となる場合もあることから、やむを得ない場合を除き、基本的には想定していないところでございます。

引き続き、利用実態や他の自治体の動向を注視しつつ、より利用しやすい運営となるように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

8時からというのは、やはり電車で通勤される親御さんにとっては、8時半ではやっぱり子どもを1人お家に置いて出ていかなあかんということがあるというふうに思います。

それで、やっぱり低学年ね。高学年になると何十分かはお家におって、自分で行けるということもあるのかもしれませんが、やはり低学年、保育所からすぐ1年生、新

1年生になった子どもさん、そういった子どもが家で1人取り残されるというのは非常に心配なところであると思います。

民間の保育所が忠岡町にも2園ございますけれども、1つ、ピープルチャイルドスクールでしたら、保育所のときは朝7時半からやっていたというところではありますが、またその後、留守家庭児童学級も開設されておられますので、そこで8時半からということになっているらしいです。

そして、もう1園のチューリップ保育園ですね。ここは朝7時から夜の7時までやっているということで、7時からやっているということで大変助かっているかというふうに思います。ただ、チューリップさんに関しましては、卒園児のみということがございますが、やはり早く開設していただいて、子どもの安全にもつながりますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それで、民間委託になりまして、5年契約というところで、今2年目だというふうに聞いております。ですので、5年契約なので途中はということもお聞きしておりますけれども、やはりここはニーズ調査もしていただいて、要求が多ければやはり開設時間を早くするということが必要ではないかというふうに思いますが、もう一度、担当部長より、教育部長よりご答弁お願いしたいというふうに思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

令和6年の4月から7時までに時間延長させていただいたというところで、教育委員会といたしましても、そういった要望があるということについては認識しているところでございます。

ただ、さらなる開設時間の延長につきましては、朝の始まりを早めてほしいとか、また時間延長を午後7時よりもさらに延長してほしいと、そういったご意見も頂いております。そのほか、開設時間以外のご意見なども一部頂いておりますが、開設時間の変更等の見直しについては、町といたしましても新たな費用等が発生するおそれもございますので、近隣自治体と比較いたしましても、今、比較的基本額が低くですね、また内容面も非常に評価いただいておりますのでございますので、そういった現在の制度自体の見直しも必要となってくる場合もございますので、直ちにその開設時間の見直しということについては難しいと考えております。

現在の留守家庭学級については、本当に遊びのメニューとかが増えたとか、またそういったことで非常に楽しく通ってますよというふうなお声も頂戴いたしております。教育委員会といたしましても本当にうれしく思っているところでございます。

引き続き子どもさんが安心して通うことができ、また遊びを通して自主性や創造性を養うとともに、集団生活でのマナーとかルールを学んでいただくなど、健全な育成にも努めてまいりたいと考えております。

併せて、先ほど来て頂いております保護者の方のいろんなニーズにも対応できるよう、また改善に向けて、近隣の自治体の状況等について調査研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

内容は大変充実されているということで、それは大変喜ばれているということもお聞きしております。それから、晩のね、夕方の開設時間も延ばしていただいたと。いろいろと改善もしていただいているんですが、やはりね、昨日この忠岡ピープルチャイルドスクールさんのほうに開設時間の問い合わせも私、しました。

やはり保護者の方から、もうちょっと早く開けてほしいという声はかなりありますということはおっしゃってございました。ですので、7時半から保育所部分は開設しているので、ちょっとそちらで少し開くまで預かってもらえないかとかいうことも問い合わせがあるということもおっしゃられてございました。

ですから、やはりニーズは多いというふうに思いますので、改善に向けてということの答えも頂きましたので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問です。障がい者の移動支援についてお聞きをいたします。

障がい者の移動支援事業とは、地域支援事業であり、各市町村が独自のルールで定める外出支援であります。市町村独自のサービスということもあって、ルールや報酬や請求方法なども市町村で違いが見られます。また、ヘルパーの必要な資格も独自で定められていて、近隣では岸和田市は資格要件が全身性ガイドヘルパーなど身体障がい者にだけ特化した資格が要る市もございます。

単独では外出困難な障がい者や障がい児が、社会生活の上で必要な外出及び余暇活動、社会参加のため、この外出時にヘルパーが同行し、必要な移動の介助及び外出に伴って受けるサービスでございます。対象と認められる外出は、社会生活に必要なものとして、金融機関における手続、相談、社会生活一般で必要と考えられる外出、商店、デパートでの買物、結婚式、お葬式、法事などの冠婚葬祭、また余暇活動等参加、社会参加を目的とするものには、美術館や映画館、コンサート、観劇、カラオケ、トレーニングジム、プール、美容院、理容院などが挙げられております。また、議会の傍聴にも来られた方もございました。

このようにガイドヘルパーを伴って移動支援のサービスを受け、様々な社会参加や余暇活動を楽しむことができるという意味では、障がい者の方にとってはなくてはならないサービスであると思います。ガイドヘルパーの方も体力的、精神的に気を許せない仕事であります。

そこで質問に入りますが、本町周辺地域は1時間1,800円の報酬で設定されております。しかし、最低賃金や介護報酬が上がっている中で、移動支援の報酬に関しては何と2006年に開始された当時から変わりにくく運用されております。

あまりの介護報酬の低さに、サービスに行けば行くほど赤字というような印象が事業所では根づいており、利用者から依頼があっても断られる傾向があると聞いております。利用者が使いたくても使えないということがないように単価の見直しをする必要があると思います。このことについて、担当部長よりご答弁お願いいたします。

議長（前川 和也議長）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せの移動支援事業につきましては、地域生活支援事業の1つの事業で、障がいのある方の社会参加を促進するための重要な支援であるというふうに認識しております。

移動支援事業につきましては、平成18年10月に国事業から市町村事業へと移行され、報酬単価の設定も市町村の裁量で行えるところとなっております。単価設定に関しましては、実施主体が国から市町村へと変わったものの、サービス内容に変更はないということで、支援費制度の単価をそのまま用いさせていただいております。

大阪府内におきましても、同程度の単価で移動支援事業を実施している状況であるというふうに伺っております。

担当課としましては、これまで単価引上げについての要望や利用希望者が利用できない状況となっているといった相談はないこと、また、単価の引上げは利用者負担の増加にもつながるため、慎重に検討すべきであると考えることから、現時点では単価の見直しは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

2006年の大阪府の最低賃金は712円でした。毎年、数十円ではありますが、引上げが行われております。今年、2025年は前年度から63円引き上げられて1,177円になっております。

事業者が移動支援のサービスを提供するときの支援費制度の中で、単価は今1時間

1,800円であります。最初の1時間については加算が600円あるということでございますが、ある事業所の例を挙げますと、社員の月給を時間で計算するとですね、1時間1648.3円、そして土曜日出勤になると2,060円、それから日曜日出勤では2,225円ということであります。

利用される希望者が利用できないという相談はないというふうに言われましたが、最近私に寄せられた相談では、要介護2で障害者手帳も持っておられる方、今まで利用していた事業者がやめるということで、新たな事業者を探してほしいという相談でありました。しかし、事業者を当たっても、移動支援については赤字になるのでお断りしていると、このように私、言われました。この方はもともと岸和田市の社会福祉協議会でガイドヘルパーさんを利用されていたので、引き続きそちらのほうで対応ができましたのでよかったんですが、岸和田市の事業所も先日そちらで4件目ですという問い合わせがあったけれども、これ事業者の話ね。そこは人員の都合で断らざるを得なかったということも聞きました。近隣ではほぼ単価をそろえていますけれども、池田市や豊中市など時間帯によっては1時間4,000円を超えるところもあるんです。単価の引上げを検討していただきたいと思います。

今のように例も紹介させていただきましたが、いかがでしょうか。もう一度答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

今後の国の要望であったり、近隣自治体の単価水準などに注視しながら、状況に応じて国への要望なども行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

本町では令和6年度の実績、これ、担当課の方に調べていただきました。登録者数は31人。年間延べ利用人数は374人、利用回数は1,247回だということであります。

障がい者の方の例を言うと、日常活動が月40時間ということですから、非常に少ない利用だということが分かります。その要因は調査しないと分かりませんが、利用したいけど利用できないということも理由の1つではないかというふうに思いますので、き

っちり調査をしていただいて、もう一度、これは金額の引上げですね。それを、他市の件もありますので、やっていただきたいというふうに思いますので、いかがでしょうか。ちょっと調べていただく、アンケートも取っていただければどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

今ご指摘のあった件も含めまして調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（前川 和也議長）

ただいまの答弁をもちまして河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次に、北村孝議員の発言を許します。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

公明党の北村でございます。ただいま議長から質問のお許しを頂きましたので、通告どおり質問を進めていきたいと思っております。

去る10月28日、31日に開催されましたタウンミーティングについてお伺いをいたします。私も2日間参加させていただきました。参加人数にしますと、まあ二、三十名ぐらいの住民の方がいらっしゃったかなと思うんですけども、まあ結論として、印象として特定の層だけ、特定の人に参加されてるんじゃないかというような印象を受けました。

今後、町長、これずっと続けはるわけですけども、幅広く住民が参加できるように、こういった働きかけをしていくのか、まずこの1点をお伺いしたいと思います。

また、参加者からの発言ですね。要求や不満の声に終始することがありました。忠岡町は今後、将来的にどうしていくんだという建設的な意見はなかったのかなという印象があります。

それと、ご意見いただいた中でいろんな、給食のメニューとか給食の無償化、また道路の整備、いろんなインフラ、そういったいろんなお話も要望もありましたが、この結果について、その質問された方、個別じゃなくても、そういった参加された住民の方にどうい

った形で伝えていくのか。

そのタウンミーティングにつきましては、町長も担当課といろいろ話、町長独断で、責任は取られるでしょうけど、進めていくに当たって、担当課のご意見もあるかと思えますけど、この辺もあって、なかなか歯切れのよい答弁はなかった、お答えはなかったのかなと思えますけども。

今お話しさせていただいた2点、3点、この分について町長の見解をお伺いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

昨日もご質問いただきました、その答弁と重なりますが、議員ご出席いただきましてありがとうございます。

本町では住民の皆さんとの懇談の場というものは、各地区の自治会等に協力していただいていたので、地区懇談会がございましたが、二十数年間途絶えておりまして、今回は年度の途中でありましたので、地区懇談会形式はとらず、タウンミーティングの形式で行ったものでございます。

初めての試みでありましたので、周知も広報ただおかとホームページに掲載したのみで、行き届かなかった点がございました。また、平日の夜という時間帯であったことや、テーマも特に設けておらなかったということは、今後に生かすべき点であると考えております。

議員ご指摘のように、幅広い住民の方が参加できるように働きかけることということや、内容につきましては改善すべき点があると受け止めております。直接、町長が住民と懇談する場は大切な機会でありますので、今後も開催方法、内容を検討し、タウンミーティングを行ってまいりたいと考えております。

ご指導やご意見等、またいただきながら開催してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

町長、私も思うところ、町長と同じところではありますが、今後この開催ね、今回初めての試みで、2回、ふれあいホールと文化会館で行いましたけども、今答弁にもありまし

たように、以前は谷野町長の時ですかね。各自治会に協力いただいて、各地域の集会所で開いたとたしか思います。

何分、そのときに比べると公務も多忙かなとは思いますが、その中であって、幅広く機会を、職員の皆さんもご一緒ということで大変ですけども、住民の声を広く拾っていくというところで、より良い形のタウンミーティングにしていっていただきたい。

この分については、広報等、そういった幅広い、住民さんの参加にあっては幅広いそういったこと、また町のホームページを出されておりますので、その中でもそういったことも今回も出されて、私、ちょっと確認をしておりますが、そういったところで、あらゆる方法をもって住民の声を拾っていきっていただきたい。

また、そのお声をしっかりと返してあげていただきたいと。どういう形になるのか。町広報に載せていくのか。この辺にとっては今後いろいろ検討されるかと思いますが、取りあえずは私の印象としましては、特定の層の方の参加が多かったかなと。2日間にわたってご参加された方もいらっしゃいましたし、これについて、まあ今後いろんな課題もあるかと思いますが、しっかり取り組んでいきっていただきたいと、このように思います。再度、答弁よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

ご意見ありがとうございます。その対象となる方がですね、まあ平日の夜ばかりが参加しやすいというものではございませんので、そのテーマによって昼間であったり休日であったり、そういった様々な、そのテーマによって対象の方が参加しやすいような、そういったことも考える必要があるかなというふうに思いますし、何かございませんかということも、それもそれで必要なことでありますけれども、こちらがこの点についてお聞きしたいとか、こういったことを今後考えていきたいという、そういったテーマや、またそれについてのご意見を頂いたりご説明をしたりという、そういうやり取りができるような、そういうテーマをきちんと設けてするということも必要であろうかなというふうに、昨日、今日と議員からご質問いただきまして、考えております。

住民の皆さんの声をお聞きするという方法は、様々な方法があります。アンケートであったり、ネットですね。SNS等で頂くという方法もございますが、双方向でいろいろやり取りができるという、そういった対面での方法というところの開催についても、今後研究して検討もして、よりいいものに、また議会の皆様の参考になるようなご意見もたくさん頂けるような、そういった形にもしてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご協力のほう、よろしくお願いいたします。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

将来のまちづくりに生かしていけるように、町のほうで取り組んでいただきたいと、このように思います。

次に、これまでも何回か、毎回、今回で3回目になるんですかね。町長が町長に就任されて、これまでも昨日、今日と、いわゆるこの仮称エネルギーセンター焼却施設誘致計画、これについて質問、各議員からありました。

町長は公約、これ、私はもう一丁目一番地でされてたかなと思うんですけども、仮称エネルギーセンターの焼却施設の誘致計画の中止、白紙を訴えて、広域を目指すと、こう言われて今日まで来ているわけですが、9月にその進捗状況を伺いました。

担当課から、岸和田市域、貝塚市域以外のごみは受け入れないといった地元地域との協定があることから、本町のごみは受け入れることができないといった回答が、岸和田市のほうに出向いて行っていただいて、そういったお答えがあったと。

町長におかれましては、岸和田市長を訪問されており、地元との協定などの問題がありますとのことで、まだはっきりしたご返事を頂いたわけではないといったような、前回町長のほうからも答弁がありました。

その後ですね、まあ状況、取組、広域についてどのようになされているのか。担当課に指示を出されているのか。

1つ心配するのが、これまでもありましたように、エネルギーセンター、これ、ずっとずっと契約、今でも、今日も進んでるわけで、止まってないわけで、当然止められると、今三重のほうまで住民の方のごみを運んでいただけてるわけですから、これは止めるわけにもいきませんから、ずっと進んでます。計画もスケジュールどおり、若干のずれはあるかなと思うんですけど、進んでいってるわけです。町長がこの広域を目指すに当たって早く判断しないと。これ、昨日も議員から質問ありましたけども、財政的にも大きな負担が生じるだろうと、それは私もこれまで聞いたけど、担当に聞いたら計り知れない。

そもそも、このエネルギーセンターを中止する場合、した場合といったことの想定はしておりませんというような、原課からも聞いております。だから、昨日も町長、答弁ありましたように、財政的な面の負担ということをお聞かせされたと思いますけども、その分については数字は出せないという、どれぐらい要るものなのか、そういったことも出せませんと。

果たしてそれを財政面で、当然今建ててる分については、当然箱物は計算はできるでしょうけど、いわゆるその契約基本協定に基づいて進めてるわけですから、この辺の相手方

のいわゆる損害賠償いいますか、そういったことも当然求められるだろうということも私
思っ、果たして結果的にはそういうことも求めないかも分かりませんが。

しかし、大きな事業ですから、向こうもそれなりの準備もずっとされて、スケジュール
どおりいってるわけですから、この財政負担というのは遅れば遅れるほど大きくなって
くるし、その辺について非常に心配してるんです。

私は別に広域を勧めてるわけではありません。当時、基本協定のときには住民の説明が
なされてないと、十分にいうことで、この基本協定を賛否、いわゆる審議の対象として賛
否をとれということによって延長したわけです。3か月か。その間に住民の皆さんに説明して
いきなさいよということ、当初この3案とで、忠岡町単独でやる、広域でやる、そして
このエネルギーセンター、こういったこととやるということ、その中で議員各位、反対
された方がこれまでもご存じのようにいらっしゃいます。

我々は、その結果としてエネルギーセンターで行こうということによって進められてきたわけ
ですから、私はこれまでも、何回も同じことを言いますが、それまでに住民にその環境問
題で不安をあおる。果たして、今までの焼却施設よりも今度できるエネルギーセンターの
ほうが環境的には優しいかも分からない。技術的には日本人というのはすごいですから、
やっぱりそういったことの改善いいますか、技術もかなり高度なものになってると思いま
す。今までよりも逆に数値的には少ないから。ただ、この数値というのは基準。基準を守
ればいいんですかということになります。

健康被害で大変心配されてる議員さんもいらっしゃる。私たちも同じです。だけど、こ
の基準を基にしないと、それなら何をもっていろんなこと、施策にしても基準というもの
があるわけで、要件というのがあるわけで、これは私は1つはルールかなと思います。ス
ポーツでもルールがあるから成し得ているわけで、こういったものがなかったらね。ここ
を守らないと。守っていくって、それ以上にやっていくというふうにこれまでの答弁も頂
いてますからね。大阪府以上のものを、事業所がそれ以上のものに環境はしっかりと取り
組んでいきますというようなことも聞いておりますから。

私、昨日も質問されてました。これ、いつまでいうことは町長、判断、相手あることや
からと。これは相手があることはもうはなから分かってる話ですから、ここの部分で私は
ごまかさないでほしいと。しっかり、1年やったら1年、2年やったら2年の間にしっか
りと結論を出していくということで私たちは取り組んでいきたい。

9月に、まあまあ体裁よう岸和田も断られてます。昨日も泉北環境のことは忠岡町から
断ったということの答弁も町長、たしかされてたと思います。じゃあ、どこに持っていく
んですかと。これも前回言わせていただきました。堺なんですか、それより泉佐野です
か。こういったことも聞かしていただきました。

だけど、ここの部分については、環境問題もさることながらね、私は住民の利便性、こ
れも前回言いました。利便性。これ、粗大ごみ一つにとっても、持ち込んで、50キロは

500円ですかね。それから10キロ増えるごとに100円ということ。これね、例えば泉北環境駄目、岸和田駄目。堺、泉佐野やったらね、おそらく持っていくのにも1日かかりですよ。料金も変わるでしょうし。大変なこと。住民の方は環境問題にあおられてますけど、実際、実生活になればこの辺の行動というか利便性というのは非常に大きなやっばり苦情が出てくると思いますよ。

しっかりこの辺もね、総合的に考えていただいて、いや、環境が悪いからと。それも事実、まだできてないから分からない。ここの部分について不安もあるということはあるんですけど、数値が出てるんですから、ここをしっかりと、今後できて、いろんなことで当然そのままじゃないでしょう。定期的に環境の調査もされるでしょう。その部分について改善していくところは改善していくというところで、やっぱり建設的な話をしていって進めていっていただく、これは私の願いです。

まあ、その時分には、これ15年ですかね。令和15年、6年ぐらいに稼働ですかね、を予定されてます。この事業、どんどん進んでます。この部分について町長、これ、いつ判断されるのか。これ、もう私もいろんなこと考えるんです。町長、ひょっとしたら任期中にずるずる、ずるずる引っ張って、延びれば延びるほど財政負担が出てきます。そして、最終的には議会がねということで終わるのかなということも危惧しております。

この辺についてちょっと町長、時期、いやいや、来年のこの頃まで、これは私は分かります。だけど、一丁目一番地で、まちの中走って、車走らして、環境に悪い、子どもには影響してくる。いろんなこと言うて、忠岡というのは近隣にも迷惑かける。

で、全国から産業廃棄物、持ってくる。全国から持ってくることはないですわ。全国から持ってこう思ったら費用のほうは、運ぶ費用のほうが高くつきます。まあ近隣市はあるでしょうけどね。持ってこられるでしょうけど、その辺について総合的ないろんな、話、あちこち飛びましたが、ちょっとその時期的なもの、判断をいつされるんか、それをちょっとお伺いします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

時期の問題ということでありますけれども、この公民連携事業を締結する際の、忠岡町としての説明では、環境への影響というところが、まず環境アセスメントをしないと、具体的な数値というものは、予測値は出てこないということでありましたので、それをまあ見てくださいということでありましたので、その環境アセスメントの現在、方法書に入っておるわけであります。

方法書の段階では、そういう予測値は出てきませんので、どういう方法でアセスメント

をするかという項目と、様々な配慮事項、そういったことを方法書で意見を聞いて、次の準備書にということで、この準備書の提出の段階で、その環境、特に大気に関してでしたら、大気質の予測ですね、影響、5つのそういう大気汚染物質とダイオキシン等の6つのそういった項目になろうかと思えますけれども、その予測値が出てくるところでありますので、それをもって総合的に一度判断するところを、住民の皆様にもご資料をね、資料を提出しなければいけないかなというふうにも思っております。

そういった、それがどのぐらいで分かるのかということも、まだこちらのほうとしては申し上げることができない、事業者の責任においてしておりますので、その準備書が出てきた際の環境への影響というところを1つの資料として、総合的にまた判断いただくという時期になるかなというふうにも思っております。

それまでに、広域処理の相手先ですね。そこについての話は進めていきたいということで、その時期をできるだけ早くにお示しできる状況になれば、また議会の皆様へと、費用面もごさいますので、どのぐらいでという費用面、そういったことも明らかになった段階で、議会にはご相談、ご報告して、ご議論も頂きたいというふうに思っております。

なるべく、昨日もご質問も頂きましたが、遅くなればなるほどそれだけの経費がかかって、その損害というところの費用がかさんでいくと。違約金というふうにおっしゃられておりましたが、それがかさんでいくということは認識しておりますので、遅くならないようにということは努力はしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

町長、どんな負担ということも認識してるということで、できるだけ早い段階でいうことについて、日にちを区切るということは、いろんな議員からも言われてて、なかなかその辺の答えが出せないことは分からないでもないですが、町長選に出たときは、それまでの地域への活動といいますか、そういったこともされてたわけですから、しっかりこれをいの一にやっていただく。将来的に大きな負担、これによって予算なんかも変わってくるでしょう。

今、予算編成、たしか来年のをやってると思うんですけど、ここをしっかりと、その損害が想定外以外、どれだけか計り知れないみたいなこと言われると、我々も不安なんです。それこそ財政調整基金をそれに充てるのかないうことも思ったりもしないことでもないですけども、町長もほかにも施策もいろいろ抱えられてますから、その部分でも、当然財調を取り崩す、当然ため込むことも必要もないでないかと。ある程度、一定のものは

置いとくということの認識は私も持ってますけどね。

そこら、いろんな町長のその施策の部分についても費用は要りますから、相手のあることとでということで、これまでも濁して今日まで来ておりますけど、早い段階でこれやっていっていただかないと、判断していかないと大変なことになるのかなというふうに。健康面では影響はないですけども、財政面で将来、未来を担う子どもたちに負担が行くのかなということの懸念もありますので、しっかりこの辺を取り組んでいっていただきたい。

また、同じような質問になりますけど、9月にですね、町長も難しいというふうなことも、たしか今回の質問の中で判断されております岸和田、そして泉北は当然一から断ってるんですから、それをまた虫のいいことに一からまたというふうな話もなかなか難しいでしょうし、岸和田市ももう町長の中ではほぼ無理なんだろうなと。住民との協定があるから、かなり向こうも説明もしていかなあかんやろうし、日数いうか年数かかると思うんです。

連携、今から例えばどこかが忠岡町を受け入れてくれるとなれば、相当な、まあ委託で出すのか、当然ものを言ってあかなあかんということになれば、組合に入って、一組に入ってますね。まあ入ればまた財政負担もどれくらいというのは、これも相手がまだ決まてないですし、そのところの部分の財政負担もあるでしょうしね。

しっかりこの辺、取りあえず、住民の方もどうなってるんですかということの不安があるんです。環境問題よりも、私たちのごみ、これ、ひょっとしたら取ってくれるところないんじゃないかというような、明日から、これからどうしたらええねんというところの不安をお持ちの方もあると思うんです。

しっかりこの辺でリーダーシップを取っていただいてですね。原課もたしか私、半月ぐらい前ですかね、どうですかということで、何か町長から指示ありましたかと言うたら、今のところはありせんということですから、こればかりに関わってられませんけど、これが町長、大きな忠岡町を左右する問題になってますのでね。しっかりここは、やっぱりこれまで住民に不安をあおってきたんですから、しっかりこの辺は結論を出していただかないと、住民、それこそ不安でしょうがないと思います。

住民の皆さんも、いろんな環境問題で、トラックがね、これまで以上に、そういったできたことによって搬入、搬出するに当たって、町内ということで環境、トラックの排気なんかの影響も言われておりますけども、この部分について私ね、できたからって、そんなトラックの数なんてね、もう数のうちに入らない。

ここ何年間、これまで言うてきましたけど、忠岡の駅下がりの突き当たり、大きな運送屋。で、私どもの憩いの広場ですね、町の。あの横にもトラックメーカーあります。もうそんなエネルギーセンターできたからいうて、そのトラックなんかの数、ごみの搬入とかそんなん数の問題じゃないです。

まあ一遍、臨海のあの辺へ行ってみたらすごいですよ、大型が。たいがい私も車で通り

ますけど、かなり交通面でも非常に危ないかと、こういうふうに思います。1つ細かいことですが、トラックを1つの環境問題の悪化ということで挙げられておりますけども、私はそんなのは今回のエネルギーセンターの分については数のうちに入らないというふうに思います。

また、近隣の市町にも、まあ環境の影響が行くということですが、じゃあ忠岡町以外でよそで焼いてもらう。そんなら、忠岡町だけを守ればいいのかと。よそはいいのかと。こういう部分にも私もちょっと、そういったことでおっしゃられてないのかも分かりませんが、そういうふうにとれるわけで、その部分についても、しっかり総合的に判断されてですね。ここまで、これ事業が今のところ進んでおりますのでね、ここについてももう少し建設的なご意見を持っていただきたいですし、町長、白紙撤回で進めてるから、自分の信念というか、そういう政策判断に反するという、住民を裏切るということも思って、なかなかその判断しにくい部分も私あるのかなと思いますので、環境問題についても町長も、いわゆる今言われてるのもずっと環境問題ですから、環境問題についてもある程度私は理解してる部分があるのかなというところも持ってますのでね。

しっかり方法書を今、昨日も議員の質問の中で、審議会、環境審議会の意見を尊重するというので、これと今進められてる部分と、町長、ちょっと整合性というか、ちょっとおかしいんじゃないかと。その尊重して出すことの部分についてはね。まあ環境のその数値とかそういう判断、それは出てないでしょうけど、そやけど、全体から見て今町長が白紙撤回と言われてる中で、審議会の意見を尊重して府のほうに出すということについては、ちょっと相入れないのじゃないかというような質問をされてましたが、町長はその分については、それはまた別いいですか、それには当たらないというような答弁をされておりました。

いろんなことで、私も前後話ししますけど、話が前後しますけども、しっかりと町長が掲げたんですから、もう泉北、岸和田が駄目だったら、ほかの方法で取り組んでいっていただかないと、最終的には議会の責任でというようなことで、できませんでしみたいなことになればね。

何回も言いますが、私、広域、勧めてるんじゃないんですよ。だけど、町長がそれをもって町長選に出はったんやから、しっかりここには取り組んでいくべきであろうかと思っておりますけども、まあ9月以後、何ら動きがないということで、どうなってるんだろうかというところのことを持っておりますのでね。その辺についてもう一度答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

いろいろとご意見、ご心配をおかけしているということでございますが、選挙公約で広域化を目指していくということを掲げたということで、公約の実現に向けて取り組むのは、町長として、政治家として当然のことでもありますので、それに向けて、広域処理が早くできるようにということで取組は進めて、頑張ってまいりたいというふうに考えております。

また、岸和田市・貝塚市の清掃組合のほうへの時間がね、何年もかけて取り組めるという状況であれば、そのままそういう話もと考えましたけれども、なかなか時間がかかるという判断に至りました。

ということで、議員おっしゃるとおり時間がかかると、こちらのほうはということで、そういう岸和田市・貝塚市のほうは断念するという判断をしたところでございます。

ほかの一部事務組合のほうに調査は指示をいたしておりますので、そちらのほうに向けてまた頑張っ、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、この公民連携事業が進んでいるというところをおっしゃられておりましたが、もちろんごみを焼却、今日、あしたからどうするんだということにならないように、これはこれで維持していかなければ話がきちっとつく、そして議会のご理解も得られるという状況になってから初めて中止という手続に入るのかなと、今現在ではそう考えておりますので、同時進行で進んでいくということでございますけれども、できるだけ早くに皆さんにご説明できるようにというふうに取り組み、頑張っ、まいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

また、ちょっと戻りますけど、これで3回目ですね。最後に、泉北も岸和田も駄目だという認識、お持ちでしょうし、それ以外のところ、候補地といいますか、お話しできる相手というのはお考えになっておられるのでしょうか。

そうお考えになっているのであれば、担当課に話を進めていっていただくということなことで行動を起こしていくべきであろうかなと思います。その辺について候補地は何か考えておられるのか、最後にお問い合わせいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

泉北環境のほうにつきましても、調査は調査としては進めていく対象とは考えておりますが、まだ相手先のほうに話もまだしておりませんので、ここでしますということはちょっと申し上げるということは控えておきたいと思います。

なかなか相手のあることということでもありますので、ここで、ここに行きますと先にちょっと言ってしまうということは、また、相手の一部事務組合等、そういったところへの配慮というところでは必要かというふうに考えておりますので、なかなかどこにということは今現在申し上げることができませんけれども、取組のスピードをアップして頑張っ
てまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3 番（北村 孝議員）

はい、議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

もう質問は、問いかけは3回過ぎてますので、結論として私の意見としてね。今も町長のお話で泉北環境も可能性というか、行く可能性のこともちょっとお答えになったのかなと思います。

あそこはあそこで今、高石、泉大津、和泉市でやってます。住宅の、ご存じのように真ん中にあるんですね。建て替えの話も出てるみたいで、そういったところの各市が候補地を出して、ほぼほぼ、ある程度一定、決まるのか、また臨海線辺りになるのかと思います。

これによって委託、ごみ委託、うまく受け入れてもらったらね、委託に応じたら委託料だけでしょうけど、組合に入ると、一組に入るとかなりの負担も当然、大きな何百億というような事業になるでしょうし、その辺の負担もあるでしょうし、住民の方のいわゆる利便性についてもあると思いますので、しっかりこの辺も含めて判断していただきたい。

町長がもうエネルギーセンターで行きますと、いろんな環境問題についても悪いところは改善、改定していただいいて、取り組んでいただいいてという判断に行っても、私は、町長は広域言うてたのになあみたいなことはね、私は言いません。よく、いい判断されたなというふうに評価しますので、しっかりその辺は賢明な英断を下されますようによろしくお願いいたしますして、質問を終わらせていただきます。

議長（前川 和也議長）

以上で、北村議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

議事の都合により、これより暫時休憩といたします。次は午後１時からの再開といたします。

（「午前１１時２３分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後１時００分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

１番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

１番（河瀬 成利議員）

呈祥会の河瀬でございます。議長のお許しをいただき質問させていただきます。

ちょっと今日ぐらいからえらい寒くなりまして、皆さん風邪を引かないように注意していただきたいと思います。

まず、１つ目の質問です。本町における広報の役割、現状、課題などについて、いわゆる町の広報戦略について伺いいたします。

本格的な人口減少社会を迎える中、各自治体では、少子高齢化、人口減少により町の地域コミュニティの衰退や地域活力の低下が問題となっており、本町におきましても想定を超える人口減少、少子化、少子高齢化が進んでいることから、これまでどおりの町の形を維持し、共生運営を行っていくこと、持続可能なまちづくりを進めていくためにも、選択と集中により限られた資源を有効活用することが不可欠になってくると思います。

また、これまでも何度か一般質問で取り上げさせていただきましたが、人口減少社会にあっても、郷土愛やシビックプライドを醸成することで、関係人口の増加や地域住民によるまちづくりへ参加をいただくことが、これまで以上に大切になってくると思います。シビックプライドの醸成とまちづくりに参加、協働いただくためにも、これまで以上にシティプロモーションといいますか、町の広報の役割が重要であると思いますが、私は広報の役割については、１つ目として住民に正確で正しい情報を伝えるということ、２つ目は、住民に関心を持っていただき、積極的に町のイベントやまちづくりに参加していただくこと。３つ目は、町外に忠岡町の魅力を発信し、PRすること、以上が広報の役割として大

事な点であると思っておりますが、忠岡町の広報における役割についてはどのように考えておられるのか。また、そのための現状の取組状況や課題等についてお答え願いますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

まず、広報の役割についてでございますが、広報は第1に町民に対して必要な行政情報を正確かつ分かりやすく提供することを基本的な役割としております。住民生活に直結する施策や制度、各種手続、イベント情報などをタイムリーに伝えることにより、住民の皆様が適切な判断や行動をとることができるよう支援するものであります。

第2に、広報を通じて町政への理解促進等、住民参加の機会を広げることでございます。行政の取組を積極的に発信し、政策形成過程やまちづくりへの参画を促すことで、協働のまちづくりを推進する重要な役割を担っております。

第3に、近年では、SNSを初めとしたデジタル媒体の活用により、災害時の緊急情報や注意喚起を迅速に届ける危機管理広報の役割もますます重要となっております。多様な媒体を組み合わせ、誰一人取り残さない情報伝達体制の構築に努めております。

このように行政と住民をつなぐ情報伝達の基盤としての機能が大きな役割であるとともに、町の魅力を内外に発信する役割も担っております。

次に、現状でございますが、広報ただおかを月に1回発行しております。また、公式ホームページやLINE、インスタグラムなどのSNSも開設し、紙面の広報だけではなく、複数の媒体を活用して様々な情報提供に努めております。

課題としましては、時代の流れとともに、広報媒体もデジタルツールの活用が多くなってきております。そういう流れの中で、若い世代と高齢世代での情報取得手段に違いが出てきていることから、アナログとデジタルの両方をうまく活用して、確実に皆様へ情報提供することが必須であり、また今後、将来的な広報のあり方も検討する必要があると考えております。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。今、答弁いただきました。同じように認識いただいていると感じました。

再度、確認も含め質問させていただきます。町の情報について、アライバイづくりのよう

に単に発信して伝えるというのではなく、伝わるというものでなければ正しい行動も住民参加や協働も生まれてきませんので、デジタル社会ではありますが、伝えたい相手や内容によって、情報提供発信媒体については複数の媒体をきっちりと使い分けたいと思います。そして、紙の媒体により周知するために、SNSなどを有効活用することや、またその逆もあると思います。その辺りについて再度確認したいと思います。

もう1点は、町外に対しての町の魅力発信については、これまで以上に積極的にPRしていただきたいと思います。日本一小さな町ということや、駅前のにぎわいは何とかしたいというふうに思います。難波まで20分程度で各駅停車のまちについては、言い換えれば都会にあるいつまでも昭和の魅力を感じるまちとか、日本一救急車の到着の早い安心・安全なまちとか。

先日、正木美術館のほうにちょっとお伺いしまして、大きな話じゃないんですけど、世界に一番近い国宝があるまちとか、こういうのを聞いたんですけど、何もないと忠岡町はよく言われますが、いろいろと町外にも発信できるのではと思いますが、先ほどの点と併せて再度答弁お願いできますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

広報ただおかは、町政情報を分かりやすく住民の皆様にお届けする最も基本的な広報媒体でございます。制度や手続、福祉、防災など生活に関わる情報を確実に伝えること、また、町の取組などを共有することで地域コミュニティの活性化にも寄与する役割を担っております。

現状、広報ただおかは月1回発行しており、令和7年5月号より白黒からカラーにしたことや、内容も含めたくさんの住民の皆様が手に取っていただけるよう全面的にリニューアルしたところでございます。また、公式ホームページやLINE、インスタグラムなどのSNSも開設し、紙面の広報だけではなく、複数の媒体を活用して様々な情報提供に努めております。

課題としましては、若い世代の広報紙の閲覧が必ずしも高いとは言えないことや、若い世代と高齢世代での広報紙の内容等に対する意見が異なることが挙げられます。この点につきましては、今後もこまめにアンケートでの住民の皆様の意見を聞いてまいりたいと考えております。

リニューアル後に住民の方から幾つかご意見を頂戴している事実もございます。例えばスポーツ関係の表彰などが少なくなっている。また、紙面の開きが横書きメインであるにもかかわらず、右開きなので見にくいなどの意見でございます。スポーツ関係の表彰につ

いては、今まで掲載基準がなかったため随時掲載しておりましたが、リニューアルするに当たり実施したアンケートの中で、全てを掲載する必要がないのではないかというご意見が多数あったため、リニューアルに伴い掲載基準を作成し、規模の小さいものについては広報紙に掲載するのではなく、町のホームページに掲載することとし、既にホームページ内で掲載を始めているところでございます。

また、広報紙の開きについては、実際担当でも議論はあったところではございますが、従来どおり一旦右開きとしております。

担当課としましてもリニューアルしたことがゴールとは考えておりませんので、今後も引き続き住民の皆様に分かりやすくお届けできるよう、時代に見合った広報紙の充実に努めてまいりたいと考えております。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。広報紙について、広報ただおかですね。これを聞こうかなと思って、ちょっと後先になって、今、先に言ってもらったと思うんですけども、実際のところ令和7年の5月から白黒から広報紙がカラーになったと思うんですけども、ちょっと住民の方から意見をよく聞いておりましてですね。この広報、カラーになって大変見やすくなったなというふうに思いましたね。開きましたら、横書きに変わって、縦書きが一切なくなっているということで、これ、見てる方というのは結構年配の方が多いただろうと思います。ホームページ等とかは30歳ぐらいとか、若い人がホームページを見たりしてると思うんですけども。

それで、どうしても今までの白黒の印象から言いますと、何かちょっと違ったような感覚でお年寄りの方が受け止められているように思うんですね。実際、ちょっと見にくいなというふうなことを言われてるお年寄りの方も、うちの近所の人なんですけど、これもいらっしゃいますんで。

そしてまた、この古い白黒のときは忠岡町のソフトボールの大会で優勝したとか、キックボールで優勝したとか、そういうふうな優勝チームを載せたり、いろいろかなり細かいところの記事が結構載ってあったと思うんですけども、このカラーになって、ちょっとそれが全く感じられない。何か係の人に聞きましたら、ちょっとその規定が変わって、全国大会とかに行かなければこれに載せないとか、そういうのをちょっと聞いたんですけども。

やっぱりこの忠岡町というのは小さな町ですので、いろいろ、私も孫がおるんですけども、近所のおばちゃんとか、「あんたとこの孫、載ってたな」とか、そしてキックで優勝

やったら、弱いチームが優勝やったら、結構コマーシャルになって宣伝になって、またチームへ入ってくるお子さんがいたりしたんですけど、今結構ね、小学校も人数が下の小学校なんか26人1組とかなってござりまして、結構人数的にはかなり少なくなってると思うんですけども。

そういうのを集めるというのも1つの広報の、広報ただおかの役割だと思いますんで、その辺のところ、もう一度ちょっと検討していただきたいというふうに思うんです。

そして、一番思うのは、この一番後ろの今月のカレンダーあるんですけど、これは、この新しいカラーのほうではごみの収集日しか載ってないですね。回収日しか載ってない。それで、この白黒のほうを見ますとですね、これ12月の分なんですけども。去年の12月か、4日の水曜日、町議会第4回定例会、10時から。これ、ずうっと議会のこともいろいろ載ってまして、それでこの下のほうに一般ごみの、いつ回収するとかいうのは載ってると。

確かにこの一番後ろの白黒のほうは、このカレンダーを一目瞭然、見たら27日に年内役場開庁最終日というふうに載ってますと。で、こっち見たら、一番この見開きのところに26日の行事とか、それで最終は26日の金曜日で、ずっと休みで、5日から行われると。行政が行われるというふうに載っておることは載ってるんですけども、全く議会の情報が一切載ってないわけですね。このカラーのほうは。やはり傍聴、最近ちょっと傍聴も結構たくさん来ていただいておりますんで、その情報っていうのをですね、ちょっとよく考えて載せていただきたいと思うんですけども、その辺のところ、公室長、どうですかね。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ホームページをリニューアルする際、アンケート調査、頂きました。様々なご意見を頂きまして、ある一定、整理をさせていただいたところでございます。

スポーツ関係の表彰の部分については、ホームページなどに載せていただきたいということで、担当課とも話をしているところでございます。

また、最終の裏面のカレンダーにつきましても、実際のところ、再度今までどおり載せるのか、一旦もうやめて、全てを削除するののかという議論をさせていただきました。

ごみについては日常生活で非常に密接に関わるというところで、それは載せていただいたところでございます。

ある一定、担当課のほうでは住民に分かりやすく、必要な情報を発信したいという思いがございましたので、ある一定の精査させていただいたところでございます。ただ、いろいろなご意見がございますので、最終的にこれが最終形ではなく、今後引き続き分か

りやすい広報紙の作成に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

いろいろまだ最終じゃないということで今おっしゃっていただきましたので、ちょっと構成とか、いろいろ考えていただきまして、そして、さっきも言いましたが、表彰したりするのも、大きいも小さいも私はないと思いますんで、今までしんどかったけど、やめんとソフトやって、優勝やってよかったとか、あのときに先輩、後輩というのはそのときできると思いますんで、また中学校へ行ったら先輩、後輩で話のできるところがあると思いますんで、これからの教育のためにも、ぜひともそういうところは考えていただきたいというふうに思います。

続きまして、2 つ目の質問に参ります。

町長公約である広域化の推進について、これまでの成果と今後の展望についてお聞きします。町長、よろしくお願いします。

町長公約である広域化の推進につきまして、これまでの定例会においても、町長のお考えや具体的な成果、今後の動きについてご答弁いただきました。9 月の一般質問においては、町長の考える広域化の相手方は岸和田貝塚清掃組合であり、6 月には事務方レベルで相手方の組合にヒアリングを実施され、相手方においては協定締結時、岸和田、貝塚のごみ以外受け入れないといった地元地域との協定等があることから、本町のごみは受け入れない、できないといった回答であった旨をご答弁いただきました。

また、首長レベルにおいても岸和田市長を訪問されたことで、同じく地元と協定の問題があり、難しいといったお答えであったかと思います。また、町長は前回、今後の取組については検討したいとご答弁されていましたが、以前の岸和田市長訪問以降、広域化に関する具体的な取組、どのように行ってこられたのか、答弁願いたいと思います。

先ほど北村議員からもいろいろ同じようなことを聞かれたんですけども、再度、もう一度ちょっと確認しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

現在、ごみの広域処理につきましては、一つ一つ手順を追っているところでございます。岸和田市貝塚市清掃施設組合のほうの可能性を調査いたしました。難しいと判断を

いたしました。今後は近隣の一部事務組合のほうへ調査を進めてまいりたいと考えております。

本町は泉北環境施設組合と協議を行っていましたが、終了しております。そのため、可能性も含めてということで、そこも含めて今後調査を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

9 月議会のご答弁以降、広域化について具体的な取組はあまり行っていないということで、先ほども聞いたんですけども、9 月 5 日には公民連携事業に係る環境アセスメント方法書が事業者から大阪府に提出される等、こうしている間にも事業は着実にどんどん進んでいっておるわけです。

その中で、町の行政執行の長である町長は、この事業を廃止し、広域化を目指すとしながらも、その広域化の話もあまり進んでいないと。そして、10 月の 28、31 ですかね、タウンミーティングを実施されたと思うんですが、私はちょっと参加できなかったんですけども、その意見の中でダブルスタンダード、2 つの方法ですね。公民連携、広域、進んでいつまで続けていくのかといった意見があったかというふうに思います。こうしたダブルスタンダードは業務の非効率化を招くことから、公民連携に関わる代替手法の検討はいつまでに行い、そして議会に提示する代替案がない場合は、責任を持って公民連携事業を推進していただくと、ちょっと約束していただきたいんですけども。その辺のところどうですか、答弁お願いします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

午前中のご質問にもお答えをさせていただきましたが、広域処理の交渉というか話、協議については、相手のこともございますし、様々な条件もございますので、いつまでにか、ちょっとそこは申し上げることはできないところでございます。また、今後のどのようになっていくのかというところも不確定でございますので、答弁のほうは控えさせていただきますと存じます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

先ほども北村議員のほうからいろいろそういうことを聞かれたと思うんですけども、町長もう 12 月ですね。この間、年明けたと思ったらもう 12 月で 1 年終わる。かなり速いスピードで進んでいくわけですよ。その中で、今、広域化を町長は推進してる。それで、職員は公民連携のほうというふうになってると思うんですけども。ただ、町長が広域化と言ってる間は公民連携、職員が前へなかなか進んでいけないというふうに思います。

どういうことかと言いますと、午前中も河野議員が最後に福祉バスのこと、ちょっと時間がなくて言われなかったと思うんですけども、はっきり言って、この公民連携事業の民間企業と切に連絡を職員が取り合ったりして、これからどうしていきましょう、こうしていきましょうと。それは町長が公民連携を推進してくれたら、幾らでも彼らは動けるというふうに思うんです。

どういうことかと言いますと、先ほども言った電気が発生すると。電源が発生するということで、その電気が発生した、それを売ったり買ったりするのではなくですね。そこで電気バスとか。民間企業に行って、ちょっとお願いしてつくっていただいたり、そしてそれを福祉バスね。土曜日休みとか、もっと走らせ走らせ言うてるんやから、そういうのも結構可能になってくると思うんですよ。

そして、兵庫県の三木市のリサイクルセンターに町長も視察に行かれたよね。一緒にね。そのときに思ったんですけども、結構その町にコンビニができたりして、そしてお風呂、銭湯ですね、できたりして。それで足湯もできてるんですというふうに聞いたんですけどね。やっぱりそういう公民連携だからこそ、そういう忠岡町にとって財源も増えてくる。そして、いろいろ忠岡町に貢献してくれて、そして雇用も多分生まれてくると思いますよ。そしたらどんどん財源も増えて、どんどん広域連携してよかったなというのが出てくると思うんです。北村議員も言ってましたが、環境アセスとか言ってますけども、やっぱりそれはまだ全然出てない状態であるし、そして基準よりも出さないというのは、これはもう決まってますよね。

そして、この間、和泉市の大栄環境、あそこにも 200 トン炉が今度、忠岡町よりちょっと早くかな。うちは令和 15 年ですけども、早くできると思うんですよ。それで、ということかって言ったら、やっぱりいろいろごみというのは一番問題になってまして、そこでやはり和泉市の大栄環境さんのところにも結構そういう苦情というか、何か一団体から批判の電話が入ったり、そういうのも聞きました。

そういうところに対して職員さんに問い合わせたら、質問しましたら、三木市へ行ったときとかと一緒に、やっぱりそんな環境アセス、毒ガスじゃないですけど、そういう悪い煙を出すことはない。でないと私たちが働けないというふうにその職員さんも言ってま

したんで、全くそのとおりだと思います。

ただ、何か悪いものが出てくる。環境に悪い、子どもに悪いという。ただ、それははっきり言って根拠っていうのはどこにあるのかなと私も思うんですけども、ほんま、そろそろ町長ね、議員じゃないんですから、首長なんですから、そろそろそういう方向転換して、いろいろ今までやってきたこともあると思いますけども、その辺のところを本当に考えていただきたいと。

でないと、我々も一般質問、ほかの一般質問したいことはしたいんです。もっとしたいんですけども、この件をまず解決しないと前へ進めないじゃないですか。だから、職員と町長とやっぱり一致団結して、いろいろ公民連携の会社へ訪問したり、こういうふうにやってくれと。いろいろ土地代とか固定資産とか生まれてくると思うんですけども、その辺の交渉とかもどんどん進んでいかないと、もう令和15年はすぐそこに来ますんで、その辺のところをよろしくお願いしたいと思います。

そして、公民連携する事業所の推進について、先ほどダブルスタンダードと、早々に解消していただきたいというふうにご質問させていただきました。一方で、現在、本町のごみ処理については、公民連携方式で進めていくことが議決され、今日この日もごみの公民連携において処理されていると先ほども申し上げましたが、町長は行政執行の長であります。今進められている公民連携事業の着実な推進というものの、これも町長の職務だというふうに思います。

ここで、もう一度お伺いしたいんですけども、町長就任以降ですね、公民連携事業の推進についてどのようなかじ取りを行ってこられたのか。全く何もしてないのか。相手方業者との関係性構築等、具体的に取り組んだ成果についてお聞かせ願えませんか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

ごみ処理の公民連携事業につきましては、昨年10月に締結した実施協定に沿って、現在、環境アセスメントが事業者の責任において行われているところでございます。方法書についてが終わりましたら準備書についてが行われていくというところでございます。そのときには環境への影響が、予測値ですが、明らかになりますので、これまで定性評価で環境面の詳しい情報がなかったため、その状況を踏まえて再度評価を行う必要があるのではないかと考えております。公民連携協定を締結しているため、ごみ処理の代替案の広域処理の協議がですね、それをできるだけ早期に進めていければというふうに考えております。

ご質問の相手の事業者との話、協議というものは特に行っておりません。事業としては

進んできているというところでございますので、特に私が協議をすることは、今のところする段階ではないというところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

ご理解のほどと言われても、ちょっとご理解できないんですけど、ただいまの答弁では、就任以降、事業者と面会はしたこともない。公民連携について具体的な指示等もないということで、職員に、まあ言ったら丸投げという状態であると思います。町長も議員時代は公民連携に反対したりですね、もしくは不安をあおるようなチラシとか配布されたというふうに思います。

町長として就任されたからには、今現状ではそのビラとかに町長の名前はなくなったかなと思うんですけども、先ほども申し上げたとおり、町長は行政執行の長なんです。首長なんですよね。やはり今現在、意思決定を行い、進められている公民連携についても責任を持って推進していく責務があると思うんですが。町長個人として反対だから公民連携には関わらないといった姿勢は、公私混同であるのかなと思います。

さきに申し上げたとおり、延々とダブルスタンダードを続けることで、花も折らず実も取らずといった行政運営になることを危惧いたすんですけども、早く、先ほどもありましたけど、方向転換していただいて、これ、もう公民連携ってどんどん進んでるわけですからね。広域って言っても、はっきり言って町長、広域化しよう、泉北環境へ行く、堺へ行くっていろいろ考えてると思うんですけど、まずこちらの意見をまとめて、うちはこうこうで、忠岡町としてはこうこうこうなんで、ごみを引き受けてくれませんか、こういうふうなパターン。少なくともですよ。少なくともそのぐらいのことがなければいけないと思いますし、ただ訪問して、岸和田の市長を訪問して、ごみ焼いてくれませんか、そんな簡単なものじゃないと思いますんでね。

広域化、広域化って言ってるんだから、その代替案を持ってきて、今のこの公民連携よりもいい案を持って、そして交渉に行く。これが本来の姿だというふうに思うんですよ。それができなければ早く方向転換していただいて、この私らも財源を生むと思ってますし、結構この公民連携というのはなかなか大した案やなというふうに思ってますので、そういうところを早く方向転換してほしいと思うんですが、もう一度確認のために答弁をお願いします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

本町の公民連携事業の協定は、町長が事業者と締結しているということです。全く私が無関係ということで、職員に丸投げというところではございません。責任は負っているというところは分かっております。職員には大変ご苦勞をかけておりますけれども、できるだけ早くに、広域処理の可能性というところが全くないままに広域についてどう、いろいろ議論するというのはなかなかちょっと、準備がもう少し要るのではないかなというふうにも思っておりますので、調査を今後進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

広域というのもなかなか、もう僕は個人的には無理というふうに思います。それで、早く本当に転換していただきたいと。

で、町長、広域化というのは、何十年、忠岡町単独で行くときに、広域へ行くんか単独でするんかいうときに、共産党さんは広域、反対したというふうに聞いておるんですけども、それで、何で今現状で広域、広域と言ってるのかなと。まだ、そのとき私は議員ではなかったんで、はっきり聞いてないんですけども、なぜそんな広域、広域にこだわるのかなと。

だから、結局、今まで議員のときに広域、広域って言ってきて、簡単に公民連携のほうがいえというふうにできないというふうな感じを受けてるかも分かりませんが、我々そんなことは一切、公民連携に変わっていただくほうがいいと思ってますんで、その辺のところ何の遠慮もなく変わってもらったほうがいいと思いますんで、その辺のところをよく、本当によく考えて、忠岡町のために、船長のかじ取りを取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、またこれ、ちょっと町長の公約についてお聞きしたいんですが、町長は公約として幾つか挙げているのが、本当に実現可能なのか、また、いつ実行されるのかについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

町長は5月に就任されたので、来年度が町長になってからの初めての予算編成になると思います。町長選挙で上げていた公約のうち、どの公約を来年度に計上されるおつもりなのか。そして、担当課にはどのような予算に対する指示を出されているのか、その辺のところ、お聞かせ願えますか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

ただいま予算の編成中でございますので、申し上げる状況にはございませんが、公約を一つ一つ実現していけるよう、新年度予算に反映できるようにと考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

町長、選挙に出るときにたくさんの公約を挙げておられましたですね。それで、予算計上は当然計上されると思っております。私も様々な視点からですね、その予算についていろいろチェックさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

2 つ目の質問で、選挙の公約で、町長、ある 1 つで国民健康保険の引下げ。担当課は実現できないと何度も答弁してると思うんですよね。町長が議員時代からもいろいろ質問しましたけれども。それに代わる代替案を担当者、担当課と下げるにはどうしたらいいのかと。財源はどこから来るのかということを考えていくと町長は言われているんですが、その辺の検討状況ですね。どういうふうに財源をつくって、この国民健康保険。確かに私も国民健康保険、払ってますので、高いというのは分かってるんですけども、その辺のところ、状況をですね、今の現状、ちょっとお答え願えますか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

国民健康保険料の引下げは現実的ではないという、そういう内容についてでございますが、法的には可能ではありますけれども、どうもペナルティがあるということが非常に問題になる。問題ということで、代替案としてこの間、一般会計のほうで国保加入者を対象にした施策を行えないかということも検討はしたんですけども、国保料引下げとみなされるということに、それになるということでございますので、どこまでも追いかけてペナルティをかけられてしまうという、そういったことでございますので、負担軽減策についてはいまだ検討中と、方法がないだろうかと検討しているところでございます。

新年度の国保料ですね、今度また出てきますけれども、忠岡町といたしましては、大阪

府に対して次年度のこの国保料の引下げを要望も、強く要望もしておるところでございます。また、議員もご一緒に引下げにと力を貸していただければというふうに思うところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

力は貸したいんですけども、あかんもんはあかんと。そして、今大阪府に問い合わせると言っておりますが、保険料を引き下げるっていうのは、どこまでいってもペナルティというのがかかると。忠岡町でははっきり言ってもうできないということだと思っておりますね。それで、第三者である大阪府に要望して、下げてくれということなんですけども、町長は選挙公約の中で国保料の引下げを言われていて、自分自身でできないことを公約に、私、思うんですけども、書くのはちょっといかなものかなと。

そして、公約には保険料引下げを、それだったら大阪府に要望すると。忠岡町じゃなく、忠岡町で下げろ下げろとおっしゃってましたけども、大阪府に要望すると書くべきではなかったのかなと。公約にですわ。

そして、町長の会見としてですね、いろいろ公約、ごみの問題もそうですし、国保料とか介護保険とかもそうですけども、私、議員になって結構職員と話しするんですけど、かなり難しいと。国保料なんか、それこそペナルティも出てきますんで、「これも無理です」というふうに聞いておるんですけどね。

このもし公約を、町長、果たせなかった場合にですね、この町長の公約を見て投票した人というのはいっぱいおると思うんです。そういう人たちに住民説明というかですね、そういうことをされるのか。それともどういうふうに持っていくのか、どういうふうに行っていくのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

国民健康保険料は大変高いということはもう皆さんご認識のところでもありますので、その引下げのために忠岡町独自で負担軽減ができるということがなかなか難しい状況にあるといったところで、これはもう、それは最後まで努力をしてまいりたいと思いますが、大阪府が国保料を決めますので、大阪府ですね、府のほうで引下げをしていただく、そのために力を尽くしていくということも新たに、それも実質の国保料引下げですからね。そう

いった方向や、また町村長会と協力して国のほうに、もともとの国のほうの国保への負担を増やしていただく運動もしていくということは、最後まで努力はしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

大阪府へ要望しても絶対無理だと思いますし、それは単なる町長、なんか言い訳みたいにしかな聞こえないんですね。それで、有権者の皆さんは選挙公報を見て、候補者に一票を投じるというのを判断すると。町長も30年以上議員されていたので、私が言うまでもなく分かっていることと思いますが、それだけ選挙公約っていうのは重たいものだと思うんですね。特に首長選挙となりますと。議員は簡単だとは言っていないですよ。議員はやっぱり政策を訴えて立候補するわけですから。それが重たいもので、絵空事を書いてはいけないと私は思うんですね。そして、実現できない場合にはその理由を住民に説明する責任もあると思います。

それで、どんどん日がたって、やります、やりますと言っても、気がついたら4年たってる。先ほど言いましたように、かなり速いスピードで世の中、動いてますので、その公約を実現できない場合にはやはり住民さんに対して説明責任を果たすことを強く要望したいと思いますので、その辺のところをよろしくお願いいたします、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

議長（前川 和也議長）

以上で、河瀬議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次に田辺みき議員の発言を許します。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

8 番、田辺みきです。議長より発言をお許しいただきましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1 つ目の質問です。生涯現役社会の実現に向けた取組について、2 つの項目に分けてお

伺います。

2024年12月現在、忠岡町の65歳以上の人口は1万6,318人中4,677人で、28.7%を占めています。我が国の65歳以上の人口の占める割合は、この30年で倍増し、日本人の3人に1人がシニア層という超高齢社会に突入しています。

平均寿命も、厚生労働省2024年簡易生命表によりますと、男性は81.09歳、女性は87.13歳。国立社会保障人口問題研究所の統計によれば、2060年には男性85.14歳、女性91.90歳となる予測も提示されていますし、21世紀中に平均寿命は100歳まで行くだらうという見方もあります。

ただし、平均寿命と健康寿命、この健康寿命といいますのは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を指すんですが、この2つの間に差が生じており、この期間の医療費や介護費の負担をどうするのか、健康維持をどう進めるのかが課題となると言えます。

そこで、健康維持、健康寿命の延伸につながり得るフレイル予防対策の取組について伺います。

1つ目です。フレイル予防対策の重要性を踏まえた町としての認識についてお答えください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せのフレイルとは、高齢期に病気や老化等により筋力や認知機能などの生活機能が低下することで、将来介護状態となる危険性が高い状態にあることを示す言葉でございます。

しかし、フレイルの状態は、適切に予防介入を行うことで生活機能が改善し、要介護状態に進まずに済む可能性がある時期でもあります。ですので、町としましては、フレイル予防に力を入れることで、介護に依存しない生活への支援ができると考えているところでございます。

また、住民一人一人の健康寿命が延びることは、生活の質が向上し、町全体の活気や地域社会の持続、社会保障制度の維持につながることから、持続可能なまちづくりに向けた重要な取組であると認識しているところでございます。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。フレイル予防に力を入れることで介護に依存しない生活への支援ができ、住民の皆様の健康寿命の延伸、社会保障制度の維持にもつながり、持続可能な社会づくり、まちづくりに向けた重要な取組であると認識されていることが分かりました。

それでは、2つ目の質問を行います。町として取り組んでいるフレイル予防対策と、現状、課題についてお答えください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

本町では介護予防教室としまして、お元気いきいき教室、楽々トレーニング、インターバル速歩を実施するほか、各地域からのご依頼を受け、集会所などへ伺い、出張型の運動教室や栄養講座などを実施しており、健康に1日でも長く過ごすことができるよう支援しております。

フレイル予防への課題としましては、自分はまだ大丈夫であるという意識や外出への抵抗感などから主体的な参加につながらないことがございます。また、外出の機会が少なく、情報に触れる機会の少ない高齢者ほどフレイルのリスクが高いものの、これらの層に事業の情報が届きにくく、参加につながりにくい状況がございます。

先ほどの答弁でも述べましたが、フレイルを予防することは多くのメリットがございますので、フレイルについての周知やフレイル予防の重要性について、また事業の周知について効果的な方法を調査研究し、地域と共同して1人でも多くの参加につながるよう努めてまいります。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

追加で質問させていただきます。ありがとうございました。フレイルは、身体的フレイル、心理的フレイル、社会的フレイルの3種類に分かれ、適切なフレイル予防により介護状態への進行を緩めるだけでなく、健康な状態に戻せるとされていますので、出張型の地域での講座を含めた具体的な取組を行っていることを知ることができました。課題としては、フレイルのリスクの高い高齢者への情報が届きにくく、周知のあり方、事業への参加を促すために調査研究の余地があるとのことでした。

そこで、重ねてお伺いします。現在行っているフレイルの周知はどのようなものがあるのでしょうか、教えてください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

各介護予防教室や出張型で講話など地域で実施させていただく際に、フレイルについての内容を取り入れております。また、健康福祉部において毎年実施しております健幸まつりについても、泉大津市薬剤師会のブースでフレイルチェックをしていただいております。

特に本年１１月２９日に実施しました健幸まつりにおいて、フレイルについての講演会を実施し、フレイルの内容や要因などについてご講演いただいたところでございまして、今回は１９名の参加がございました。また、講演の中では１１項目から成るフレイルチェックリストを実際に行いながら、各項目についての対策についてもお話しいただいたところでございます。

このほか、地域包括支援センターにおきまして、厚生労働省の示す２５項目から成るチェックリストを利用し、要介護認定の新規申請の状況を鑑み、７７歳と８０歳の方に送付、回収し、回答内容や生活の状態につきまして個々に確認をし、必要に応じて介護予防教室への参加案内などをしておるところでございます。

８番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

８番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。本年１１月にフレイルに関する講座が開催されたということで、大変よいことであると思いました。

なお、２５項目から成る基本チェックリストについては、まだ知らない方が多いのではないかなと思います。７７歳、８０歳の方々へ直接郵送されているのとは別に、健康寿命延伸のための一助になるとも思われますので、広く周知をしていくことが大切ではないかと考えます。お考えをお示してください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

再度のお答えにはなりますが、フレイルを予防することは多くのメリットがございますので、フレイルについての周知やフレイル予防の重要性につきまして、また事業の周知につきまして、効果的な方法を調査、研究し、地域と協働し、1人でも多くの方が介護予防教室へ参加していただけるように努めてまいります。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。フレイルの予防の観点からも、引き続き取り組んでいただけますようお願いいたします。

次に、3つ目の質問です。日々の安全な歩行のために、道路や雨水管の蓋がないなど危険な場所への対策について伺います。

1つ目の質問です。道路側溝や水路に蓋がかけられている場所と、かけられていない場所がありますが、蓋がかけられていない場所についての理由を教えてください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

産業住民部よりご答弁させていただきます。公共の道路側溝、水路は雨水や用水を流す施設で、住民の皆様の生活を支える重要な施設となっております。

当該施設に蓋掛けを行っていない主な理由につきましては、清掃、落下物の対応など日常の維持管理及び災害時での排水の観点から蓋掛けをしないことが望ましいためでございます。ご理解のほどよろしくお願いします。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。蓋掛けをしていない理由は分かりました。しかし、蓋掛けがなされていないために転落事故が発生した事例があります。そのような危険な場所がある場合は、どのようにしたら対応していただけるのか、もう一度お答えください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

側溝や水路の幅が広い、または深いなど、蓋掛けされていないことで通行者が転落する危険性の高いものについては、自治会などからの要望を受け、現況を確認した上で、蓋もしくは防護柵等を設置を検討しております。

以上でございます。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。地域住民として安心・安全に暮らしていくためにも、自治会の皆様との連携を密にして、私も議員として働きかけをしてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは2つ目の、生涯現役人生のための高齢福祉施策についてお伺いします。

1つ目の質問です。シニア世代、これは障がいの有無にもかかわりませんが、その活躍に向けた就業環境整備についてお答えください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

まずは、福祉関係の部門でご紹介させていただきます。福祉課の事業の中において就労支援につながる取組でございますが、必ずしも就労を保障するものではございませんが、高石市と合同で生活援助サービス事業者養成研修を開催しております。

2日間の研修を修了していただくと、要支援者等を対象とした介護予防、日常生活支援総合事業の訪問型サービス等のうち、町独自の緩和した人員等基準による訪問型サービスAに従事する資格を取得できるもので、本年は12月3日及び4日に実施しております。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

産業住民部よりお答えさせていただきます。本町におきましては、庁舎4階にてハローワーク泉大津の求人情報検索システム及び就労支援コーディネーターを配置しており、働く意欲がありながら就職に結びつかない方々の就業支援を実施しております。

また、泉大津市及び高石市と2市1町連携施策として、地域密着型の就職情報フェアを毎年度開催しております。当フェアの参加企業につきましては、応募対象年齢を69歳以下や不問としている職種があるため、幅広い年齢層が企業就業機会を得られる行事でございます。

また、議員ご質問のシルバー人材センターについても、上記フェアにご参加され、人材確保にご尽力されているところではございます。

次年度におきましては、忠岡町主催の年度であるため、ハローワークを初めとした共催関係機関や参加いただける企業、また忠岡シルバー人材センターと連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

2つの課からお答えいただいております。内閣府2022年版高齢社会白書の調査によりますと、全国の60歳以上の男女に「何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいですか」との問いに対し、全体の約75%の人が70歳以上まで働きたいと考えていることが分かりました。実際に2024年の65歳以上の労働力人口は、総数の13.6%でして、2015年以降、上昇傾向となっているとのことです。

長年培った知識、スキルを持つシニア世代も重要な労働力となります。2020年の改正で高年齢者雇用安定法は、70歳までの就業機会確保を事業主の努力義務としました。これらを踏まえれば、少なくとも65歳以降も働きたいという高齢者の就業希望のニーズは高いと言えます。

庁舎4階にてハローワーク泉大津の求人情報検索システムも活用でき、就労支援コーディネーターがおられるとのことでした。忠岡町シルバー人材センターなど連携を密にシニア層の就労支援や社会参加の支援に向けて、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、重ねて質問させていただきます。白書によれば、就業理由も年代別に多様化しておりまして、収入のある仕事をしている男性の60歳から64歳層では、収入が欲しいからとする割合が高いのですが、年齢が上がるほど就業の理由が多様化し、75歳以上の男性は、仕事そのものが面白いから、自分の知識、能力を生かせるからの割合が最も高くなっています。収入のある仕事をしている女性も、75歳以上では収入が欲しいからが

38. 5%と最も割合が高いですが、次いで働くのは体によいから、老化を防ぐからが30.8%となっています。そこで、先ほどの福祉部門でも就業につながるような事業がありましたので、これからも引き続きよろしくお願いいたします。

政府の莫大な借金と巨額な歳出構造が維持されている中、少しでも国や行政に頼らないまちをつくることは重要です。高齢者が地域の中で役割を持ち、生きがいを高める環境を広げることが、地域全体の支え合いを強化し、持続可能なまちづくりにもつながります。そうした観点からも、生涯現役社会に向け、費用対効果を踏まえたメリハリのある就労支援と高齢福祉施策の充実が不可欠ではないかと考えます。

それでは、2つ目の質問に移ります。図書館の利用者数、貸出し状況、課題についてお答えください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

本町の図書館の利用状況につきましては、利用者及び貸出し件数の半数以上をシニア層が占めており、地域における学びと交流の拠点として重要な役割を果たしているものと認識しております。シニア層が世界や地域とつながり、生涯現役として豊かに生活いただけるよう引き続き図書館サービスの充実に努めてまいります。

現在のデジタル化や高齢化の進行など、図書館を取り巻く環境が変化する中で、情報社会から取り残されることのないよう支援していくことも図書館の大切な役割でございます。こうしたことの対応として、加齢に伴う読みづらさへの配慮に加え、町内在住の身体障がい等で来館が困難な方への図書の宅配サービスの実施や点字新聞の取扱いなど、誰もが利用しやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。

また、一般的にシニア層においては、図書館までの移動手段の確保、情報アクセスへの不安、読書意欲の維持や交流の場の確保などが課題として挙げられております。本町図書館は公民館機能を併せ持つ複合施設であり、読書のみならず講座やクラブ活動を通じた交流の機会が提供できる強みがございます。

この特性を生かし、大活字本や拡大読書器の整備、館内環境の改善に加え、公民館事業との連携による交流機会の創出などについて、今後も調査研究等を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。生涯現役人生のための心構えとして健康であることが大切であります。頭脳を鍛えることにおいて読書の習慣は大変効果的で、A I 時代だからこそデジタル機器、スマホを置いて、良書に親しむことが大切であると言われています。

特に偉人伝を読むことは大切だと考えています。10代、35歳から40歳頃、そして60歳前後、人生の節目ごとに偉人の生き方に触れ、自らの志を磨き直すことで、たとえ死しても朽ちることのない人生を通した輝きを放ち続けられるのではないのでしょうか。

幕末の大学者、佐藤一斎も「言志四録」において「少にして学べば、則ち壮にして為すこと有り。壮にして学べば、則ち老いて衰えず。老いて学べば、則ち死して朽ちず」と述べています。生涯現役社会の実現に向けて、町政としても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問です。国のG I G Aスクール構想に基づく本庁のデジタル教育について、現状と課題についてお伺いします。

1つ目の質問です。デジタル教育の導入状況、実態、評価についてお答えください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

国のG I G Aスクール構想につきましては、令和2年度にコロナ禍を受け前倒しにより、本町におきましても令和2年11月に小・中学校3校に1人1台タブレット端末を配備いたしました。

1人1台タブレット端末につきましては、授業改善のためのツールとして活用し、令和3年7月20日に本町教育委員会として本町における授業改善の取組についての中で、これまでの成果を生かし、授業改善を一層進めていくために、I C T 1人1台タブレット端末等を効果的に活用した取組を実施していく旨を保護者の皆様に周知しております。

具体にはデジタル教材を活用し、子どもたちの興味、関心を高め、分かりやすい授業を実施し、あわせて一人一人の定着度や学習内容の理解度を把握し、きめ細やかな支援に生かすこと。

2つ目には、調べ学習の際、インターネットを活用し、様々な情報の中から適切に必要な情報が入手できるようにすること。

3つ目には、プレゼンテーションソフトを活用し、子ども同士等の効果的な意見交流が図られるようにすることをお伝えしております。

令和3年10月28日には忠岡町教育フォーラムをオンラインにて開催し、I C Tを活用した授業改善実践事例集を作成し、小・中学校3校で取組みや成果、課題等の共有を図

りました。

また、昨年１０月１７日にも集合型による忠岡町教育フォーラムを開催し、各校の授業改善における１人１台端末の効果等についても共有を図ったところでございます。

第２期ＧＩＧＡスクール構想における１人１台端末の更新につきましては、購入するに当たり、大阪府公立学校情報機器共同調達協議会において一般競争入札を行い、６月議会にてご承認を頂いたところでございます。

新しい１人１台端末につきましては、小・中学校３校に既に配備し、これまで同様、授業改善のためのツールとして活用しているところでございます。

なお、本庁における授業改善の取組において、令和３年に保護者の皆様に周知いたしました効果的な活用につきましては、実施できているものと認識しております。

８番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

８番（田辺 みき議員）

ご答弁、丁寧にありがとうございました。文部科学省では、学習者用デジタル教科書を紙の教科書と同等の正規教材と位置づけ、全国の学校現場で段階的な導入が進められています。

一方で、先行してデジタル化を進めたスウェーデンやフィンランドといった教育先進国では、児童・生徒の学力や集中力、精神面への悪影響が顕在化したことから、紙の教科書への回帰を決断するなど方向転換が進んでいます。

学習用デジタル教科書が本町の学校でも使用されておりますでしょうか。また、デジタル教科書などのデジタル教材と紙媒体の併用についてどのようにお考えかをお示してください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

学習者用デジタル教科書につきましては、数年前に大阪府を通じて国より試行的に無償配布があり、教科は算数、数学、英語となっております。なお、指導書とセットになっております指導者用デジタル教科書につきましては、購入の上、小・中学校に配備しておりますので、授業の際、モニターに投影する等、様々な教科で活用しております。

現時点では、学習者用デジタル教科書につきましては、現行の紙ベースの教科書の補助的な役割を果たすものと認識しており、デジタル教科書と紙媒体の併用は必要であると考

えております。

なお、令和6年度の中学校教科書採択におきましても、紙ベースの教科書のみが無償給与の対象とされているところでございます。

また、紙ベースの教科書でもQRコード等が付いており、1人1台端末等を使ってデジタル教材を活用できるようになっております。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。デジタル教科書と紙媒体の教材とのベストミックスに向けた取組が行われていると聞き、安堵しています。本町におきましても、次代を担う子どもたちの学力向上は教育行政の最重要課題の1つです。子どもたちの基礎学力は、将来の進学や就業の基盤となるのみならず、地域社会を支える人材の育成に直結するものであり、住民の期待も大きいものと考えます。

M I S、2024年度、文部科学省が実施した経年変化分析調査によりますと、小学校の国語、算数、中学校、国語、英語で平均スコアが大きく低下し、学力低下の傾向が顕著に確認されました。学習時間の減少やデジタル機器利用の増加、さらには家庭環境の格差とも関連していると指摘されています。

I C T環境の活用は不可欠である一方で、その効果と課題を冷静に検証しなければ、教育政策の持続可能性を危うくするおそれがあります。

以上を踏まえまして、学力や健康面への影響、懸念とその対策についてお答えください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

学力につきましては、今年度の全国学力・学習状況調査のアンケートの中に「国語・算数（数学）の授業内容はよく分かりますか」という質問があり、本町の小・中学校とも「当てはまる」の肯定的評価の割合が、全国、大阪府に比べて高いことから、これまでの成果を生かしたI C Tの効果的な活用の影響があるものと考えております。

一方、特に活用的な内容に関して、複数の情報をもとに自分の考えを書いたり説明することに課題が見られることから、引き続き児童・生徒に根拠をもとに自分の考えを表現できる力をつけるために、1人1台端末等のI C Tを効果的に活用するとともに、話し合い活

動を中心とした授業改善と安心できる集団づくりの一層の充実を図ってまいります。

なお、健康面への影響につきましては、学習内容により場面に応じて1人1台端末を使用しておりますが、長時間の継続した使用を避ける等の一定の配慮は必要であると認識しております。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。専門家などからも幼児期ほどスマホやタブレットの健康面への影響があるとの注意喚起がなされています。2015年の日本小児連絡協議会からの提言ですが、子どもにおけるICTの弊害として、親子の絆から始まる人間と人間との絆の形成に影響を与え、実社会での体験の機会を奪って、健やかな成長発達や社会性の形成を妨げることは極めて大きな問題です。

さらには、子どものネット依存も深刻化しており、ICTの適正利用は子どもの健やかな成長発達にとって解決すべき重要課題となっていますとの指摘もあり、児童・生徒におけるICT機器の利用は諸刃の剣の部分があります。

そこで、追加の質問です。保護者から1人1台端末の使用などのデメリットについての問合せはありませんでしょうか。また、アンケートなどを実施する予定はありませんでしょうか、お考えをお示してください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

これまでもスマホ等の長時間使用やSNSの使い方につきましては、学校においても専門家による出前授業等を実施し、保護者の皆様にも学校通信等で使い方等について啓発を行ってきたところでございます。

議員ご質問のデメリット等についての保護者からの問合せは特にございません。

また、ICTに特化したアンケートを実施する予定はございませんが、各校において毎年度末に学校アンケートを実施し、保護者からのお声を次年度の取組に生かしております。

今後、1人1台端末の持ち帰りを実施し、家庭学習においても活用し、使い方について保護者としっかり連携をして取り組んでまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。今後のデジタル教育に向けた取組についてお答えください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのデジタル教育につきましては、デジタル機器の活用や多様な教材により、学習方法の多様化、学習内容の個別化、効率化、質の向上を図ることができ、情報活用能力の育成や教員の業務効率化にもつながるものと認識しております。

今後も引き続き、個別最適な学びとして、デジタルコンテンツの活用やA Iドリル等の活用、また協同的な学びとして児童・生徒同士のリアルタイムでの考え方等の共有を図る等、デジタル教育を推進してまいります。

特に1人1台タブレット端末の家庭への持ち帰りにつきましては、これまで夏季休業期間等の長期休業期間中に行ってございましたが、今年度は移行期間とし、来年度から日常的な端末の持ち帰りを実施し、A Iドリル等を用いた学習用ドリルのデジタル化を推進してまいります。

デジタル化により即時採点を行うことができ、家庭学習においても自己の課題に向き合う時間を設けることができるとともに、苦手克服に主体的に努めることができると考えております。

なお、端末の持ち帰りに当たっては、タブレット端末を持ち帰るときのルールを児童・生徒だけではなく保護者にも周知し、情報モラル教育についても引き続き推進してまいります。

ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。現場の声や子どもの学習実態に基づいて、紙の教科書の意義や効果の再評価とともに、教育のI C T化という名目が教育の根幹を見失わせるものとなっ

ていないか、子どもたちにとって最も良い学びの環境とは何か、丁寧な検討のもと忠岡町の教育行政を進めていっていただきたいと思います。最後にそれをお願いして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、田辺議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

議事の都合により暫時休憩いたします。

次は14時35分から再開いたします。

（「午後2時20分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後2時35分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

次に、尾崎孝子議員の発言を許します。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

議長より発言の許可を頂きました。10番、大阪維新の会、尾崎孝子です。最後となりまして皆さんお疲れだと思いますが、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

通告書に沿って一般質問を始めさせていただきます。

まずは1つ目です。中学生の校内居場所づくりについてです。今年に入り本町の各小中学校ではオープンスクールの開催が増え、また周知もございまして、保護者以外の青少年指導員の方々、私たち議員、また地域の大人が参加できるようになりました。それから、中学校での開催が多く、そして風通しがよくなってきているとちょっと自覚しております。ここで居場所です。

私たちには大きく分けて居場所が3つあります。1つ目が生活の基本となる家です。そして、第2が義務と責任が伴う学校や職場になります。第3がありのままの自分で過ごせる場所、本音が出せる場所となります。昨日も二家本議員からも忠岡中学校内の居場所に

についての質問がございました。

そこで、私は第1問目の質問をさせていただきたいと思います。本音で生きる私の居場所づくりとして、第3の居場所、サードプレイスの観点のある居場所が忠岡中学校内にありますでしょうか、お聞かせください。ご答弁お願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しの学校内の居場所づくりにつきましては、児童生徒が安心して自己肯定感を持てるように、学校、保護者、地域等が連携して、一人一人のニーズに合わせた多様な安心できる場や関係性を意図的に作り出すことであると認識しております。

現在、本町におきましては、不登校支援にかかる機能の充実として、校内教育支援ルームを東忠岡小学校と忠岡中学校につくり、東忠岡小学校には府費の支援員を配置し、居場所づくりに努めております。

また、中学校におきましては、放課後に週1回程度、まなび舎を実施し、学生ボランティアを活用し、補充学習等のできる居場所づくりにも努めております。よろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。校内教育支援ルームとまなび舎のお話でしたが、残念ながら両方とも第2の居場所になります。教育というか先生が関わっていること自体、第2の居場所になります。

通告書にもあります本音で生きる私の居場所、第3の居場所のことは、成功でも失敗でもない挑戦できる居場所として、教室でもなくて自宅でもなくて、安心の居場所ですね。本当の自分を出せる場所を学校の中に、中学校の中につくるという取組が実際、岸和田市で今ございます。

去年から岸和田市に中学校の校長先生が、思いがありまして、その中学校の中に生徒が安心して話ができて、人とつながれる居場所、サードプレイスをつくって活動しておられます。そのお母さんたちのグループの記事が11月14日の朝日新聞に載っております。月に数回、昼休みですね。放課後に空き教室を利用して決まった時間を開放し、中学生のサードプレイスとなっています。ここまでの話で、この居場所づくりって本当に必要なの

って皆さん思っはると思います。私も実際そう思っました。

ですが、この校長先生のお話で腹に落ちて、なるほど、納得できたことがございます。それはなぜかと言いますと、今の中1の子どもたちは多感なときですね。情緒が熟成する大切な時期にコロナ禍を経験したんです。地域や学校の行事の中止が続いて、黙食、マスク着用が義務化されて、先生はもちろん、子どもたち同士、表情を見ることもできなかった。そんな不運な時期を過ごしています。

その子たちが中学生になっても、コミュニケーションの取り方が分からない。そういう子が多いと。子どもたちにとって学校が最後のよりどころなんです。本当に気の毒な時代を経験したこの子たちに対して、大人は覚悟を持って支援をしていくべきというお話でした。

居場所づくりの中で、さりげない子どもの行動や会話からも気づきがあり、予防的に経済的、精神的にしんどい家庭にもすぐに手を差し伸べることができるようになります。落ちる手前、水際で食い止めることができます。ほかのサードプレイスにて、不登校の子が登校できるようにもなったという事例もございます。

そこで、第2の質問をさせていただきます。本町には現時点ではありませんが、サードプレイスは校内居場所づくりとして本町でも検討していただくことはいかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しの地域等と連携した居場所づくりにつきましては、まずは先進事例等を調査研究してまいります。引き続き学校が魅力のある安心安全な居場所になるよう、授業改善や仲間づくり等に取り組んでまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。調査・研究のほう、ぜひやっていただいて、またそのお話を再度聞かせていただけたらと思います。

実際、私もこのサードプレイスに参加いたしまして、子どもたちの熱量を目の当たりにいたしました。昼休みだったせいか、まるで嵐のように現れて、男の子たちです。すごい

活発な男の子たちが。そして暴れてっていうか、ドミノを投げ倒して、そして去っていく姿が印象的でした。

そして、後日談ですが、音楽のテストが嫌やからかくまってほしいっていう生徒がそのサードプレイスに来たそうなんです。駆け込んで頼み込んできたそうです。「なぜ音楽のテスト、嫌なん」って聞き出したら、みんなの前で1人で歌を歌うのが恥ずかしい。それが嫌なんやっていうのを先生、サードプレイスのスタッフの人に伝えたそうです。それを実際の先生につないで、その子はそこのサードプレイスから出て、テストを受けに行ったということで、その子からも「僕、テストを受けれたよ」という報告もあったそうです。

このように本音を聞き出せたという事例が本当にありましたので、ぜひサードプレイスという考え方だけでも心に留めておいていただけたらと思います。

最後に町長にお聞きしたいと思います。今の中学生たちには何が必要やと思いますか。子どもの心に届くホッとした場所が必要だと思いませんか。物価高対策で国が対応する前にお金をばらまくことですか。それは一部の保護者の方には喜ばしい施策だと思うんですが、子どもたち自身に響く施策でしょうか。

子どもたちは宝物です。未来ある子どもたちに寄り添い、支援し、子どもたち自身に響く支援のほうที่ผมはよいと考えます。地域の大人の力を借りて、子どもたちに寄り添う支援、そして体験、自己肯定感を得て未来につながってほしいと思っておりますが、町長、いかがでしょうか、ご答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

子どもたちのために地域の方々の支援を求めていく、これは本当に大事なことだと思います。様々な施策も進めながら、今の子どもたちに必要な支援、そういったことを教育委員会と協力して進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

どうもありがとうございます。ぜひ今の子どもたちに沿った支援、一緒に考えていただけたらと思います。

そしてまた、岸和田市では行政も協力してまして、このサードプレイスにもやっぱりお

金がかかりまして、子ども未来基金というのをつくり、企業からも寄附を受けているそうです。子どもたちにとって、評価や指導をする先生ではなくて、また保護者でもなくて、地域の方の力を借りることで、人の温かみが分かるという支援、実際あることをお伝えすることができたと思っています。ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。インターバル速歩について伺いたいと思っています。

インターバル速歩は、さっさか歩き、これは早歩きとも言います。ゆっくり歩きを3分間交互に繰り返すウォーキング法であります。健康効果も期待されてまして、本町では平成29年度より実施されています。そして、本町で熱心に取り組んでいるという形で、アピールできる事業でございます。本町でのこれまでの8年間はどのように取り組まれてきたのか、お教えてください。よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せのインターバル速歩につきましては、ゆっくり歩き3分と早歩き3分を交互に一定時間行うウォーキング法で、筋力、持久力の向上や生活習慣病の改善、気分障害の改善などの効果が、科学的根拠に基づいて提唱されており、フレイルやサルコペニアの予防、改善を図るトレーニングとして、平成29年度より高齢者の介護予防事業の中で実施しております。これまで延べ38名の方に実施していただき、筋力や持久力、体重や血圧など有意な効果が確認されておるところでございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。延べで38名の方が実施されているということと、そして、高齢者の介護予防事業の中の実施ということでもありますね。そして先ほど、今回の一般質問でも、皆さん議員さんの多くがフレイルのこと、携わっている、質問で出していたと思いますが、インターバル速歩もその中のフレイルやサルコペニアの予防改善を図るトレーニングの一つになっているということを実感いたしました。教えていただきありがとうございます。そして、有意な効果が出ているということを知りました。

そして、本町が熱心に取り組んでいるからこそだと思うのですが、信州大学より今年、令和7年、インターバル速歩の開始、継続を促進するアプリの効果検証があったそうで

す。というか、ありました。町民40歳から80歳の方が対象で、スマホに専用のアプリを入れまして、5か月間、インターバル速歩のトレーニングをしました。今奈良議員と私も協力させていただきまして、その5か月間のインターバル速歩トレーニングにチャレンジいたしました。

まず、本当にしっかりとトレーニング等、5か月間検証していただいたのですが、まずトレーニングの前に体重測定を測られまして、そして血液検査ですね。健康かどうか、そして精神的なものです。外に出ることと、心のしんどさもアンケートに書くというような形で、まずアンケートを取っていただきました。多分、使用前、使用後を測るためだったと思うんですけども、しっかりとそれを書かせていただいて。

それで、関西大学の教授の講義が2月にございまして、そして5月に体力測定です。実際歩きました。ゆっくり歩いたり速歩をしたりして。それで個々の、今奈良議員が一番若くて、それで上は80ぐらいの方なので、皆さん筋力が違いますので、それぞれの体力に合った速歩を測るために、スマホにアプリを入れた器械でしっかりと測っていただき、そしてそれを基本にして、7割の力、7割以上で歩く。7割より下がってしまうとそれはゆっくり歩きになってしまうので、7割で3分間歩いて、それであと3分間、音が鳴るんですね。ここまでよってという音が鳴って、あと3分間ゆっくり歩くっていうのを交互に30分間。そして週に4日間。だから休む日が3日あるんです。3日休んで4日間やるというような形でインターバル速歩をさせていただきました。

そのアプリ、面白いのが、速歩で歩く3分間、また切り替えのときとかに音と表示をしてくれるんですが、7割以上で歩けた速歩ができれば「丘を越えて行こうよ」と音楽が流れるんです。ご褒美の音楽が。それをまた私たちは期待して歩くという形なんですけれども。夏の暑いときも続けさせてもらって、汗もたくさんかかしてもらいました。それで、筋力もついたと。それで同じように受講された方も「私、足が太ってきたのよ」っておっしゃってて、「それは多分筋力がついたんや」って講師の先生はおっしゃってました。

そして10月にはトレーニングが終わりまして。12月半ばですね。あと2週間後、最後の結果の発表がございます。今まだ結果を教えてもらってない状態で、ちょっとどきどきしてるんですけど、結果がどうなるか。ですが、ほかの方は、今までの65歳の方は効果がちゃんと出てるということを聞いております。私自身もこれ、ダウンロードできるんです、アプリを。自身でも一旦これは借りたんです。この5か月間はスマホを借りて、これを返しました。

実際この終わってからちょっと手持ち無沙汰というんですか、本人、私自身も毎日歩く癖がついてしまったので、自分自身でそれをダウンロードして購入することができました。月990円ぐらいかかるんです。ですので、皆さんにはお勧めしにくいという形で、先生もおっしゃってたんですけども、私自身もそれを今は続けております。

そこで、ちょっと第2の質問をしたいと思います。本来は65歳以上の方が対象であり

ます。それで、一定の方に広がりを見せていないんですがという課題。65歳以上で、同じ方ばかりがグルグルやっているということなので、今後どのように取り組んでいきたいと思われますか。ご答弁のほう、よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

本事業は介護予防教室としまして、65歳以上の方を対象に実施しております。議員ご指摘のとおり、参加者については新規の方が少ない状況であること、また、介護予防の取組は継続して行っていていただくことが必要であるために、教室卒業後も続けていただくための仕組みの構築が必要であると考えており、さらなる周知の方法や、今おっしゃっていただきましたアプリの有効活用についても検討しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。ぜひアプリ活用、私も続けていきたいと思っています。そしてまた、インターバル速歩の健康の効果としては、筋力、持久力、そして生活習慣病の改善ですね。特に血圧、血糖、肥満、それで最初に調べてもらったように気分ですね。心、気分障害の改善にもなります。よく眠れるようになります。睡眠の質の改善の効果もあります。これが改善できれば医療費の削減につながると思います。本町が自慢できる事業なので、人数を増やすというような手法など、年齢を引き下げることにはできないでしょうか、答弁よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

本事業は、介護保険法に基づく介護予防、日常生活総合支援事業の一つであり、介護保険事業となることから、65歳以上の方が対象となります。財源につきましても介護保険事業の国・府等の補助金を活用して実施しております。

議員お仰せの年齢引下げとなりますと、介護保険事業の範疇を超えることとなり、国・

府等の財源がなくなること、また担当課が福祉課だけではなく複数となること、さらには専門職員の追加の配置の必要性など課題が多くございますので、年齢の引下げにつきましては難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

65歳以上という理由が高齢者医療制度の事業だったということを確認できました。年齢の引下げは難しいということと、そして部署が複数になるということで、人数も必要になるということ。難しいということですが、それを難しいながらも少しは考えていていただきたいと思います。

また、信州大学もしっかりとアプリ、新しいアプリもどんどん開発しているようで、積極的に取り組んでいらっしゃるみたいなので、そういう私のように続けている事例もありますから、忠岡町でぜひまた信州大学の力を借りる、難しいかな、そういうチャンスがあればぜひ皆さんにそのアプリ、またインターバル速歩というものの自体があるということを知っていただいて、またそのアプリの使用が増えたら、ご褒美の音ですね、「丘を越えて行こうよ」の音が忠岡じゅうで聞こえる日が来ないかなあってちょっと期待しながら次の質問に移らせていただきます。

次は3番目ですね。認知症支援についてです。

高齢化の進展とともに認知症と診断される人も増加されています。3人に1人が認知機能に関わる症状がございます。認知症は誰もがなり得ると考えられています。本町での認知症支援の取組としまして、認知症サポーター養成のための研修などを実施されていますが、その取組、研修を行ったことについてお聞かせ願えますでしょうか。お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

認知症サポーター養成講座につきましては、令和3年度に町内タクシー事業者に、令和5年度には地区福祉委員の皆様にご受講いただきました。また、今年度は過去に未受講であった役場職員と住民向けに講座を開催したところでございます。以前には自治会等にも受講していただいております。町内では現在約800人のサポーターがおられる状態でございます。今後も多くの方に受講いただけるように努めてまいりたいと考えております。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。以前にも認知症のこの認知症サポーターですね。オレンジリングのお話を聞いたことがあります、90分の研修を受ければ認知症サポーターとなれて、皆さんあのオレンジのリングされてますね。職員さん。ちゃんと研修を受けられたという証拠だそうなんですけれども、オレンジリングを頂けるということで、サポーターを広げるためにも、いろいろと工夫していただきたいと思うんですが。隣の泉大津市では、だんじりサポーターの取組を地元の医師である川端医院の川端先生が発案されて、多くの人々の賛同を得ておられます。地域の深い結びつきを生かして、認知症支援の輪が広がっていらっしゃる。そしてまた、その川端先生は「だんじり認知症サポーターの軌跡」という本も書かれていらっしゃいます。これは余談でございます。

そこで、第2の質問でございます。この認知症サポーターが認知症への理解を深めた上で、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごと、サポーターを結びつけるために、2019年度からチームオレンジという取組が始まっております。本町でのチームオレンジの状況をお聞かせください。お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せのチームオレンジは、認知症サポーターが中心となり、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活面の支援等を行う取組のことです。

本町では、これまでも地域包括支援センターを中心に、認知症カフェの開催を初めとした認知症支援の取組を進めておりますが、チームオレンジにつきましては、現在未設置でございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

現在では未設置ということです。厚生労働省では2025年までに全市町村でのチーム

オレンジの整備を目標とされています。ちなみに、本年度中になってしまいますが、本町はどこまでやってらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せのとおり、チームオレンジにつきましては、国の認知症施策推進大綱において、令和7年度末までに整備するという目標が設定されております。高齢化が進み、認知症の方が増加する見込みの中、認知症の方を地域で支えていくための大変重要な施策であると認識しておりますが、担い手の確保や運営支援を行う体制整備等の課題がございますので、他市町村の先行事例を参考に、本町の実情に合った形でのチームオレンジ設置に向け、活動体制の整備に努めてまいります。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎委員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。せかしてしまうような形になってしまいましたが、チームオレンジもぜひ忠岡町内に必要なものだと思いますので、また整備のほう、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。認知症SOSの登録をした方の認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を他の自治体では行っているということで、この認知症SOSって私はちょっと書いてしまったんですが、これは認知症徘徊ネットワークのことで、忠岡町では忠岡町高齢者等見守りネットワーク事業とおっしゃるそうです。それで、実際何名、忠岡町ではその登録されている方がいらっしゃって、どのようなネットワークをされているのでしょうか、これまでの取組についてお聞かせください。お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

福祉課で実施しております忠岡町徘徊高齢者等見守りネットワーク事業は、行方不明になる可能性がある方のお名前や特徴、写真などの情報を事前に町に登録していただき、実際に行方不明等になった場合に、捜索協力機関に登録のある事業者の協力を頂きながら、

少しでも早く発見し、ご家族のもとへ帰れるよう支援するための事業であり、現在、登録者数は20名でございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

20名いらっしゃるということをお聞きしました。ありがとうございます。行方不明になったときって、本当にご家族、心配で居ても立ってもいられないと思うんですが、行方不明になったときにもすぐに一斉に捜索していただけるということ、本当にありがたいことで、そして早く見つけて、事故というか取り返しのつかないことになる前にでも見つけていただけたら、本当にご家族にとってもありがたいことだと思います。

そして、事故というか他害などあったときも、そうなる前に見つければ一番いいと思いますので、この事業をまた続けていただきたいと思います。

それから、次なんです、昨日小島議員からも個人賠償保険の質問がございまして、ちょっと重複しておりますので、私、小島議員の答弁を聞いた上で、次のお話をちょっとさせていただきたいと思います。

答弁では「調査、研究される」というお答えだったと思います。それはほんと、一歩前進だと思います。そして、認知症は誰でも起こり得る病気なんです。そして、外に出たがる認知症の方を無理やり閉じ込めてしまうこと、また症状を悪化させてしまうことになりかねません。

しかし、外に出ることにはリスクがございます。損害賠償保険はそのリスクに備えて、地域全体の助けになるものになります。被害者のまず救済ですね。そしてまた、家族の経済的負担の軽減にもなります。地域全体、みんなの安心感の向上にもなります。認知症の方への理解促進、また認知症の方の偏見や差別解消にもなるので、社会全体で支える必要がございます。優しい地域づくりを促進する一歩になるためにも、地域で支えるという観点からこの個人賠償保険はほんとに必要な事業になります。

個人で入ればいいやんという考えの方もいらっしゃると思います。私も初めこれ聞いたとき、個人で入ればいいやんと思いました。でも、身寄りのない方、また毎月お金をかけていくということが難しい方、そして認知症になってしまったから、その保険契約などできない方、そういう弱者の方がたくさん、認知症になるとできない方が増えてしまいます。

そこで、自治体がその方たちを代表して個人賠償保険に入る。そしたらもう皆さんも安心ですよ。電車を止めて、巨大、巨額なお金の賠償金が発生しても、その保険会社が賠償してくれるということで、その方の負担が減る。家族のことも助けてあげることができ

ることなので、ぜひ、小島議員の後、もう一回念押しになるんですけれども、ぜひこの個人賠償保険、自治体から入るということを要望いたしますので、そのご答弁をよろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

部長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

昨日も申し上げましたけども、確かにその認知症の方がいろんな事故を起こされるといった場合に、ご家族の方は本当に大変な状況に陥ってしまいますので、個人賠償責任保険につきましてですね、多くのところで取組をされておるというところがございますので、積極的に調査研究して、本町においてもできるだけ早期に取り組めるように頑張ってもらいたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。積極的にまた早期に研究して取り組んでいただけるというお答えを頂きましたので、本当にありがとうございます。ぜひ前に進めていただくようお願いいたします。

認知症の方や家族の方が地域で安心して、いつ何時、誰もがなり得る認知症なので、みんなで支え合っていく。この体制がこの本町でできるということは本当に素敵なことだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。こどもまんなか月間についてです。こども家庭庁では11月は秋のこどもまんなか月間と定められております。本町での、忠岡町秋のこどもまんなか月間の取組としまして、児童虐待防止推進特別講演会ですね。「ゲーム障害の子どもの治療と家族への支援」という講演会が開催されました。この講演会によるその後の反響や、その後の取組についてお教えてください。よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

これまで毎年11月は児童虐待防止推進月間と定められていましたが、子どもや子育て

世帯を社会全体で支える機運を盛り上げるために、新たに秋のこどもまんなか月間と定められました。

児童虐待の防止推進については、これまでどおりオレンジリボンキャンペーンとして、秋のこどもまんなか月間の取組の1つとして実施していくことになり、本町としましては啓発事業の一環として、一昨年から講演会を開催しております。

議員お示しのとおり、本年は11月11日に講演会を実施しており、64名の方にご参加いただいたところでございます。参加された方々は、主に児童福祉関係の方や障がい児関連の方でございました。

講演会終了後に実施しましたアンケート調査の中に、自由記述の欄を設けておりまして、参加者の感想としましては、ゲーム依存だと思っていたが、違うことが分かった。ゲーム依存の構造は理解しやすかったが、具体例を知りたかった。ゲームを取り上げるのが解決にならない。子どもの言動に目を向けて声かけを変えようと思うなど、日常思っていた認識の違いに気づかせられたといった感想を頂いたところでございます。

たくさんのご意見を頂きましたので、取りまとめの上、後日ホームページに掲載させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。児童福祉や障がい児関係の方が受講されていまして、ほっといたしました。専門職の方に知っておいていただくのが本当に一番でございます。実りのある講座だったと思います。

私自身もこの講座、受講させていただきまして、ゲームが本当に悪いというイメージ、皆さんも思っていると思うんですけども、一概にも言えないということが分かりました。暴力的なゲームで攻撃的にはならない。そして、目が悪くなるというのにも因果関係はないそうです。また、今年の2月の朝日新聞によりますと、子どものADHD、注意欠如多動症に対する治療アプリも、国内での製造販売承認を了承したとのことでした。

2020年6月、ゲームベースのデジタル治療をFDAが認可をして、小児ADHDの注意機能を改善することができる、ゲームで治療ができるということが分かりました。目からうろこでした。

ですが、ゲームをずっとしていると、人と関わらなくなってしまって、それがまたゲームに依存してしまうという悪循環があるそうです。ですので、ゲームを取り上げるのではなくて、ゲームをしない時間を増やすということが大事だそうです。そして、やっぱり人の関わりが大切ということが分かりました。では、次回、どのような講演を予定されてい

ますでしょうか、お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

先ほど申し上げたアンケートに、次回どのようなテーマであれば受講してみたいかという項目を設けており、その結果から、発達障がいがある子への理解と支援、愛着、アタッチメントについて、不登校児童への理解と支援というご意見が多くございましたので、来年度につきましては、この３つのテーマを参考に講師依頼できればと考えておりますので、よろしくお願いします。

１０番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

１０番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。まんなか月間、ありがとうございます。そしてまた、まんなか月間として、本町では講演会以外に何か取り組みされましたでしょうか。他の事業を進める予定はございますか、お教えてください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

講演会以外の取組としましては、まず、こども課の窓口に啓発物品を配架しましたり、本館並びに南館の入り口にのぼり旗を設置しております。また、今年度から庁舎入り口付近に設置されましたデジタルサイネージにおきまして動画を流すなど、児童虐待防止に向けての啓発を行ったところでございます。

また、児童虐待防止の象徴カラーでありますオレンジ色で、庁舎駐車場に設置されております平和の鐘をライトアップするなどの取組を行ったところでございます。

１０番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

１０番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。ほかの事業も進めていっていただけてということで、安心しました。

では、次の2項目目の質問に入ります。昨年的一般質問にて、子どもの権利すごろくであります「子どものけんりなんでやねん！すごろく」を提案いたしました。その後の進展やまた課題をお教えてください。よろしくお願いします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しの「子どものけんりなんでやねん！すごろく」は、実際にですね、昨年12月に児童館において実施させていただきました。キッズクラブに参加されてました小学5年生2人、2年生1人、1年生1人の計4人に声をかけさせていただいて、実際に体験していただいたところでございます。

子どもたちの感想としましては、低学年の子ごもたちは、難しかったけども楽しかった、高学年の子どもからは、日常飛び交っている当たり前の言葉が子どもの権利を侵害している発言なんだと気づかされ、勉強になりましたと、こういった感想をお聞きしたところでございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。実際していただいて、ありがとうございます。ですが、すごろく1回だけだったとお聞きしたんですけども、子ども、たくさんもっとうこういう権利があるんだよという遊びを通じて教えてあげてほしいので、たくさんの子ももたちにすごろくを体験していただきたいんですが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員ご指摘のとおり、現状では1回のみとなっております。しかしながら、今後様々な場面におきましてですね、子どもの声を聞く場の必要性を感じているところでございます。その際、すごろくなどのツールを活用することで子どもたちとのコミュニケーション

が取れるのであれば、積極的に活用してまいりたいと考えております。

例えば、今後策定する必要があるこども計画などは、国からの指導によりまして、子どもの声を聞き、子どもの声を計画に反映させる必要がございます。そのような場面において活用できればと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。ぜひともすごろくの活用をお願いいたします。そして、こども計画策定にも利用できるということなので、積極的に進めてください。

そうですね。具体的な声、また、ちょっと時間がないのでよろしいですかね。ぜひまた子どもたちが過ごしている場所に、そうですね、計画のために子どもの声を聞くというような工夫をしていただけるとということなので、どういうことなのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。ごめんなさい、変なこと言いました。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

各種計画を策定するためには、まずは策定委員会を立ち上げ、関係部署、関係機関と情報共有を行い、計画に反映するための様々な内容について意見交換をしながら進めていく必要がございます。

議員お示しの計画に反映するため、子どもの声を聴く場という趣旨からですね、子どもたちにはできるだけストレスのない環境で、ふだんの声を聞かせてほしいと考えております。もちろん最終的な判断は先ほど申し上げた策定委員会において決定されるものではございますが、現時点での私の個人的な思いとしましては、通常の計画で行っているような役場の会議室で議論をするのではなく、できればこちらから学校などにお邪魔をして、子どもたちがふだん過ごしている場所で声を聞かせてもらえたらと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。ぜひ子どもたちが過ごしている場所、緊張しない場所で、すごろくで楽しんで、そして生の声を聞くということは、ほんと、素晴らしいことだと思います。今からならクリスマス会や、そしてまたいろんなイベントがあるかと思うので、ぜひ活用していただけたらと思います。

また、冬休み、夏休み、長期休暇など、また留守家庭学級など、学年が多岐にわたってはるので、ぜひ、そしてまた遊ぶことには皆さん参加してくれやすいと思いますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

子どもたちの声をしっかり聞く、聞ける本町でありますことを期待しております。もう時間がないので、これで終わらせてもらってもよろしいでしょうか。申し訳ございません。5番目の庁舎敷地の有効活用は次回に回らせていただいても、議長、よろしいでしょうか。

議長（前川 和也議長）

はい、認めます。

10番（尾崎 孝子議員）

申し訳ございません。では、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、尾崎議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これをもって一般質問を終わります。

議長（前川 和也議長）

以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。

次回の会議は、明日5日、金曜日の午前10時より開きます。

お疲れさまでした。

（「午後3時20分」散会）